

令和4年度
公民館・地域交流館事業報告書
あゆみ



中央公民館主催事業「手賀沼講座」

印西市立公民館・地域交流館

令和5年6月

はじめに

公民館は、社会教育法に基づき、市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を実施し、市民の教養の向上、健康の増進、情操豊かな生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された教育機関です。

公民館は、社会養育を推進する拠点施設として、市民が「つどう」・「まなぶ」・「むすぶ」の拠点となる中心的な役割を果たしています。

公民館では、社会情勢の変化とともに多種多様化する個人や社会のニーズに応じ、地域の方々が気軽に集い（つどう）、自らの興味関心に基づく学習、文化・芸術活動や体育・レクリエーション活動、生活課題や地域課題の解決のための知識・技術の習得など（まなぶ）を通じて、世代を超えた交流や各種機関・団体などと連携を図る（むすぶ）機会を提供することで、社会教育・生涯学習を推進しています。

地域の身近な存在として寄り添い市民の皆さまの生活にゆとりとうるおいを与えるお手伝いができるよう、また、子どもたちが安心安全で健やかに成長できるよう、各種関係機関や公共施設などとも連携を図りながら、公民館5館及び地域交流館がそれぞれに地域の特色を生かした運営に努めています。

市民とともにあゆむ公民館事業についてご理解をいただくため、令和4年度公民館・地域交流館事業報告書「あゆみ」を刊行いたします。市民の皆さまにご高覧いただき、ご指導・ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。

令和4年度もコロナ禍にありましたが、ワクチン接種も進み感染予防対策も緩和されるなど、公民館利用者の各種活動に活気が戻ってきたように見受けられます。令和5年度は、更に「つどう・まなぶ・むすぶ」場면을推進できますよう努めていけるものと考えています。

令和5年6月

印西市立中央公民館長

目 次

1	公民館・地域交流館の活動概要	5
1.	印西市の教育施策	7
2.	令和4年度公民館・地域交流館の事業計画	9
3.	令和4年度公民館・地域交流館の事業概要	10
4.	公民館運営審議会	11
(1)	印西市公民館運営審議会委員名簿	11
(2)	令和4年度審議会開催日程	12
2	公民館	13
(1)	事業報告	15
	中央公民館	15
	小林公民館	25
	そうふけ公民館	31
	印旛公民館	40
	本埜公民館	51
(2)	利用団体一覧	59
	中央公民館利用サークル懇談会	59
	小林コミュニティサークル連絡協議会	61
	そうふけ公民館利用サークル協議会	62
	印旛公民館利用サークル協議会	63
	本埜公民館利用サークル連絡協議会	64
(3)	利用集計	65
	公民館利用者集計表	65
(4)	条例・規則	67
	印西市立公民館の設置及び管理に関する条例	67
	印西市立公民館の管理及び運営に関する規則	74
3	地域交流館	81
(1)	事業報告	83
	中央駅前地域交流館	83
(2)	利用団体一覧	101
	中央駅前地域交流館利用団体懇話会	101
(3)	利用集計	103
	中央駅前地域交流館利用者集計表	103
(4)	条例・規則	105
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例	105
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則	110

1 公民館・地域交流館の活動概要

1. 印西市の教育施策
2. 令和4年度公民館・地域交流館の事業計画
3. 令和4年度公民館・地域交流館の事業概要
4. 公民館運営審議会
 - (1) 印西市公民館運営審議会委員名簿
 - (2) 令和4年度審議会開催日程

1. 印西市の教育施策

印西市においては、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定めた「印西市基本構想」の実現を進めています。

また、令和2年度に「総合教育会議」において、教育行政の現状や課題について協議し、市の最上位計画である総合計画との整合性を図りつつ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「教育大綱」（令和3年度から令和7年度）を定め、本年度は2年度目になります。

こうした中、教育委員会では、令和3年度に新たに策定した第2期教育振興基本計画（令和4年度から令和7年度）において、引き続き将来都市像の実現に向けた政策の1つである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります《子育て・教育・文化》」の推進を図っていきます。

昨今の財政状況の厳しい折、前年度事業の点検と評価を行うとともに、第2期教育振興基本計画を踏まえ、子どもから高齢者に至るすべての市民が心身ともにたくましく健康で明るい生活が送れるよう様々な事業を展開していきます。

つきましては、第2期教育振興基本計画の基本理念「だれもが輝きともにはばたく いんざいの学び」に基づき、主な事業を次のように定めます。

（教育施策）

【教育の基本理念】 だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び

主な施策

- I 知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）
 - 1 子どもたちの学ぶ力を育む
 - 2 子どもたちの豊かな心を育む
 - 3 子どもたちの健やかな体を育む

Ⅱ 子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）

- 1 教育環境整備の充実
- 2 学校の適正規模・適正配置の推進
- 3 情報化社会に対応した教育の推進
- 4 信頼される学校づくり

Ⅲ 市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する（文化・芸術）

- 1 文化・芸術活動の推進
- 2 文化財の保護・活用の推進
- 3 市史編さん事業や地域史料の保存

Ⅳ 市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる（生涯学習・青少年健全育成）

- 1 多様な学習機会の提供
- 2 図書館サービスの充実
- 3 生涯学習施設の整備・充実
- 4 家庭と地域の教育力向上と青少年の健全育成

★ 生涯学習の主な施策

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現につながる生涯学習の環境づくりが求められている。

また、生涯学習を通じて、地域への愛着を生み、地域づくりのための社会参加を促すことや学習成果を地域に還元できるような支援、活動の場となる生涯学習施設の整備が必要である。

さらに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全で安心な環境で健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進する必要がある。

多様な学習機会の提供として生涯学習ガイドやホームページによる生涯学習情報の提供や 市民アカデミーや出前講座、各公民館主催事業で多種多様な学習機会の提供を行うとともに人づくり地域づくりにつながる学習内容を工夫する。また、大学や企業などと連携・協力し、市民の学習機会の充実を図る。

図書館サービスの充実として図書館が地域における情報やコミュニティの拠点として市民生活に役立つ施設になるよう従来の来館型サービスのほか、電子書籍の提供など非来館型サービスの充実を図り、誰でも利用しやすい施設の在り方などについて調査・研究を行う。また、子どもの読書活動を推進する。

生涯学習施設の整備・充実として 計画的な改修等により、施設機能の充実を図るとともに地域の実情に合ったサービスを展開する。

家庭と地域の教育力の向上と青少年の健全育成として家庭教育学級や講座を開設し、子どもの発達・成長段階に応じた情報提供や課題の解決に向けた自発的な取組を支援する。また、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。

2. 令和4年度公民館・地域交流館の事業計画

公民館・地域交流館は、市民のために実際の生活にあった教育や学術、文化などの事業を行うことにより、市民の教養を向上させ、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目指し、ひいては生活文化の振興、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

印西市立公民館・地域交流館は、この目的を達成するため、社会や地域の課題・要望をとらえて、対象に合わせた講義や体験など様々な形式で各種事業を展開する。

(1) 公民館・地域交流館主催事業

子ども対象事業、大人対象事業、公民館利用サークル連絡協議会・大学・青少年相談員等の社会教育関係団体やサークルとの共催事業など地域の特色を生かした事業を実施し、市民の社会教育・生涯学習を推進する。

(2) 団体育成事業

① 利用サークル等への指導・支援

各利用サークル・団体が、自主的かつ円滑な学習を行えるよう必要に応じて指導・支援を行う。

② 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会への指導・支援

加盟サークル間の相互理解・交流・地域コミュニティの醸成を達成するため、自主運営を尊重し、必要に応じて指導・支援を行う。

- 中央公民館利用サークル懇談会（28サークル加盟）
 - 小林コミュニティサークル連絡協議会（16サークル加盟）
 - そうふけ公民館利用サークル協議会（19サークル加盟）
 - 印旛公民館利用サークル協議会（15サークル加盟）
 - 本埜公民館利用サークル連絡協議会（20サークル加盟）
 - 中央駅前地域交流館利用団体懇話会（35サークル加盟）
- ③ 公民館・地域交流館利用サークル連絡協議会が行う「まつり」への支援

公民館利用サークル連絡協議会加盟サークルが活動成果の発表を行う「まつり」を円滑に運営できるよう支援する。

- 中央公民館「みなづき祭」
 - 小林公民館「小林コミュニティまつり」
 - そうふけ公民館「ふれあい文化館まつり」
 - 印旛公民館「いんば公民館まつり」
 - 本埜公民館「本埜公民館まつり」
 - 中央駅前地域交流館「中央駅前地域交流館まつり」
- ④ 公民館講座修了者の自主活動への指導・支援

公民館講座修了者の自主活動に対して、円滑に学習できるよう必要に応じて指導・支援を行う。

(3) 個人学習支援事業

市民の個人学習の推進を図るため、公民館・地域交流館事業に差し支えない範囲で、個人学習室の開放を行う。

(4) 貸館事業

市民や利用サークル・団体等に、社会教育・生涯学習・会議・交流の場を提供し、公民館・地域交流館を地域の生涯学習拠点施設とする。自発学習・交流を通して、地域コミュニティの醸成を図り、社会教育・生涯学習の推進に努める。

3. 令和4年度公民館・地域交流館の事業概要

令和4年度は、「印西市立公民館及び中央駅前地域交流館における基本的感染防止対策の再徹底方針」に基づき、施設利用者及び施設管理者の感染防止対策を徹底した上で、定員制限を設けずに運営を行いました。

なお、その後の情勢変化により、令和4年6月には利用者名簿の提出等について、令和5年3月にはマスクの着用義務等について、利用制限の見直しを行っております。

依然としてコロナ禍にありましたが、感染防止対策等を行うことで、各サークルの活動はほぼコロナ禍前の水準と同様に戻ってきている状況となっております。

しかしながら、毎年、各公民館等利用サークル連合組織が主体となって開催している「まつり」につきましては、開催時期やサークルの事情等により、開催の有無等状況は異なるものとなっております。

また、令和4年10月から、小林公民館の保全改修工事が着工したことから、当該公民館で活動していたサークルにつきましては、他の公民館等を利用いただくよう指導及び支援を行ったところです。

4. 公民館運営審議会

(1) 印西市公民館運営審議会委員名簿

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

番号	氏名	区分	備考
1	門脇 英貴	学校教育関係者	
2	泉水真由美	学校教育関係者	
3	佃 正男	社会教育関係者	
4	見山 利雄	社会教育関係者	
5	嘉藤 弘子	社会教育関係者	
6	富井 康夫	社会教育関係者	
7	青山 光男	社会教育関係者	
8	中嶋加奈江	社会教育関係者	
9	伊東 章	社会教育関係者	
10	豊田 文子	社会教育関係者	
11	長尾さおり	家庭教育関係者	
12	美馬 光美	家庭教育関係者	
13	常光 康介	学識経験者	
14	池田テイ子	学識経験者	
15	白井 豊	学識経験者	

(2) 令和4年度 審議会開催日程

回	月 日	内 容	会 場
1	令和4年 10月26日 (水)	令和4年度第1回印西市公民館運営審議会 定例会 【報告事項】 ・令和4年度上半期公民館等事業実施状況 について 【審議事項】 ・令和5年度公民館等事業実施方針につい て	中央公民館
2	令和5年 3月22日 (水)	令和4年度第2回印西市公民館運営審議会 定例会 【報告事項】 ・令和4年度公民館等事業報告について 【審議事項】 ・令和5年度公民館等事業計画（案）に ついて	中央公民館

2 公民館

(1) 事業報告

中央公民館

小林公民館

そうふけ公民館

印旛公民館

本埜公民館

(2) 利用団体一覧

中央公民館利用サークル懇談会

小林コミュニティサークル連絡協議会

そうふけ公民館利用サークル協議会

印旛公民館利用サークル協議会

本埜公民館サークル連絡協議会

(3) 利用集計

公民館利用者集計表

(4) 条例・規則

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(1) 事業報告

中央公民館



【運営方針】

中央公民館では、市民が心身ともに健全で心豊かに、生涯にわたり学び続ける幅広い学習の場と機会を提供することを目標に、関係団体、学校や他の学習関連施設との連携・調整を図り、事業の展開を図っている。

また、市民に身近な学習の場として来館してもらえるよう、学習資料の提供や学習室の開放、また、市民の憩いの場、情報交換の場としてロビーの開放を行っている。

【施設概要】

名称：印西市立中央公民館
所在地：印西市大森3934-1
開館：昭和54年2月1日
敷地面積：4,874.01㎡
延床面積：2,680.55㎡
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
5階建て
駐車台数：62台



《令和4年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」3事業、「大人対象事業」5事業を計画しておりましたが、「子ども対象事業」のうち「手賀沼船上親子観察会」につきましては、「手賀沼流域フォーラム実行委員会」との共催事業として実施しました。

また、個人学習支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をいくつかの学習室の開放を実施しました。

さらに、中央公民館利用サークル懇談会が主体となって開催している「みなづき祭」も、新型コロナウイルス感染症拡大防止等を考慮し、規模を縮小して実施しました。

施設利用者数の推移については、令和2年度 12,077人、令和3年度 18,136人、令和4年度 20,075人という状況です。

《主催事業》

●子ども科学教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	身近な材料を使って科学の面白さや原理を学べる工作を行い、ものづくりの喜びや楽しさ、工作の仕方や技術などを学ぶ。				
対象	市内在住の小学3年生～6年生				
定員	16人				
受講者数	15人				
受講率	94%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月27日(土)	ペットボトルで顕微鏡を作り、細胞を観察する。	千葉県科学館 職員	15人
参加者合計	15人				
講座を終えて	<p>自分で顕微鏡を作る楽しさ、その顕微鏡で「ツククサ」、「オオカナダモ」などの細胞をみることができ喜びを実感できる講座となった。また、タブレット端末で細胞の画像を撮影し、他の参加者のものと比較するなど、IT機器を効果的に用いた学習にもなった。</p> <p>なお、講師より、今回の講座は子どもを対象に実施したが、親子で一緒に工作・観察等を行い、関心・意識の共有を図ることで、より充実した講座となることが期待できるとの助言があったので、次回以降の子ども講座の参考とする。</p>				

●創作講座「彩のある暮らし講座」子ども工作教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	<p>創作・工芸などの作品作りを通して作る喜びを体感しながら、手作りの作品で生活に彩りを添える。</p> <p>【子ども対象】子どもたちが自然のものを使った創作活動を通して創る喜びを体感することやそこに至る想像力、表現力を養うこと。また、こうした創作活動をきっかけとして様々な自然体験にもつなげることで、課題解決能力や豊かな人間性など「生きる力」を養っていく。</p>				
対象	市内在住の小学生と保護者				
定員	18人				
受講者数	11人				
受講率	61%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月2日(火)	松ぼっくりを使ってかわいい自分だけの「夏ぼっくりくん、夏ぼっくりちゃん」を作成する。	茱本 祈子	11人 (子7人) (親4人)
参加者合計	11人				
講座を終えて	<p>作業中から、『楽しい!』という声が聞こえていた。細かい作業が多かったにもかかわらず、楽しんで作業に集中して取り組んでいたこと、天然の松ぼっくりを使用することで、間接的に自然を感じとれたこと、何よりも身近なものを使って想像力と創造力を発揮してもの作りの楽しさを実感してもらえたことが一番の成果だと思われる。</p>				

●いきいきカレッジ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	<p>シニア世代が地域の歴史・健康な体づくり・心を豊かにする創作活動など「知」「徳」「体(栄養含む)」の総合的な学習を学ぶことにより、相互の関係性の理解を深め、どのように実践したら効果的か、生活改善のためのアイデアを考えてもらうきっかけづくりをする。また、講座を通し生きがいづくり・仲間づくりにつなげることなどにより、これからの人生を生き活きと生活していくことの支援を目指す。</p>				
対象	市内在住の50歳以上の人				
定員	16人				
受講者数	16人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月18日(水)	知って得する健康長寿の秘訣	健康増進課職員	15人
	2	6月15日(水)	シニアのための生き活き生活術	高齢者福祉課職員	15人
	3	7月13日(水)	自力整体を学ぶ	秋田 美智子	13人
	4	9月14日(水)	防犯の知識	市民活動推進課職員	13人
	5	10月26日(水)	健康寿命をのばそう! ~セルフチェックとセルフケア~	日野 かおる	13人
	6	11月30日(水)	木下河岸の歴史について学ぶ	印旛歴史民俗資料館職員	11人
	7	12月14日(水)	黒竹・木枝などを使い和モダンの飾りを作る	茱本 祈子	12人

参加者合計	92人
講座を終えて	<p>第1回「知って得する健康長寿の秘訣」では、健(検)診を受けて体の状態を知ること、日頃から生活習慣病に気を付けて予防することの大切さを学んだ。</p> <p>第2回「シニアのための生き生き生活術」では保健師からは認知症の定義、普通の物忘れと認知症の物忘れの違い、認知症は誰もがなり得るもので、早期発見を可能にするのはお互いに気かけあうことが大切であることを、また理学療法士からは座ってできる軽い運動(脳トレ含む)とウォーキングをするに当たってのポイント等を学んだ。</p> <p>第3回「自力整体を学ぶ」では、体は一生動かし続けるとの認識のもと、自分自身で体をほぐしたり温めたりする手法を用いて、身体のバランスを整える自力整体を学んだ。</p> <p>第4回「安全・安心 防犯の知識」では、国・県・印西市の犯罪情勢について、侵入犯罪に強い地域コミュニティの大切さについて、侵入犯罪を防ぐポイントについて学んだ。</p> <p>第5回「健康寿命をのばそう!」では、健康な体を維持するために、自分の普段の体について知ることや体の異変に気付くためのセルフチェックの必要性などを学んだ。</p> <p>第6回「私たちの地域を知る～木下河岸物語～」では、江戸時代の木下河岸の隆盛を、吉岡問屋や三社詣などを通じて学んだ。</p> <p>第7回「和モダンの飾りを作る」では、枝道についてや飾りに使用する枝・葉の意味などについてを学び、各々飾りを制作した。</p>

●健康体操 ～無理せず、楽しく、体を動かそう～

事業区分	大人対象事業				
ねらい	健康体操に取り組むことで健康寿命を延ばし、シニア世代の健康の維持・増進の一助とする。				
対象	市内在住の50歳以上の人				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月11日(水)	6回コースでリズム運動、脳トレ、呼吸法、ストレッチ、筋トレ等で無理なく体を動かす。	栄森 容子	18人
	2	5月25日(水)			16人
	3	6月 8日(水)			18人
	4	6月22日(水)			16人
	5	7月 6日(水)			16人
	6	7月20日(水)			15人
参加者合計	99人				
講座を終えて	<p>東洋医学の体操で呼吸、精神、身体の3つの調和で、身体のバランスを整え全身の血液の流れを良くし気分を爽快にするといわれる「健美操」やリズムフィットネス運動、簡単な筋トレ等(腕を伸ばしたり足を上げたり、全身の屈伸運動やスクワット・左右の手足を使ってのコンビネーション運動等)による運動を6回コースで行った。内容は基本的には同じものだが、強弱等を調節し、適度な運動量とすることで、参加者からは充実した時間を過ごせたというような声がきけ、続けてやっていきたいといった主旨の意見を多くいただけた。また、健康に対する意識の高さ、体を「適度に」動かすことへの意欲が高いことが感じられた。</p>				

●防災講座 わが家の避難計画「マイ・タイムライン」をつくろう

事業区分	大人対象事業				
ねらい	台風や大雨による水害などの災害に対する市民一人ひとりや地域全体の防災意識の向上が重要となる。自分の住む地域の災害リスクを知るとともに、余裕をもって安全に避難するための知識を習得するなど防災意識の向上を目指す。なお、令和4年度は独居高齢者等避難支援が必要な方への啓発も含め、避難支援の担い手となる民生児童委員及び町内会等の方々に参加していただく方策を検討し実施していく。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	16人				
受講者数	10人				
受講率	63%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月29日(水)	市のハザードマップやマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を活用し、マイ・タイムラインのつくり方を学ぶ	市防災課職員	10人
参加者合計	10人				
講座を終えて	<p>近年、異常降雨などが常態化している中、市のハザードマップで水害の危険性の確認や水害対策(タイムラインなど)の必要性について認識が深められた。また、具体的に何を準備しておけばいいのか等の理解も得られた。</p> <p>今回は、地区の民生委員の方々に多数参加していただいたことで、一人暮らしの高齢者や障害を抱えた方など、災害時に地域の支援が必要な方々への実践的な普及等、地域としての「マイ・タイムライン」づくりの運用が望まれる。</p>				

●手賀沼講座—自然と歴史—

事業区分	大人対象事業				
ねらい	<p>印西地域の歴史・社会・環境などを総合的に学び、自分たちが暮らす地域を理解し、ふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりについて考える。中央公民館に隣接する手賀沼を手掛かりとして、総合的に学ぶことができるプログラムを編成し、継続した講座を目指す。</p> <p>本年度の講座は、手賀沼とのかかわりを知るうえで手賀沼流域の自然環境や地質の特徴、浄化対策などを学び、自然環境の保全と共生などについて考える機会を提供する。</p> <p>なお、当該講座は各回にテーマを設け、それぞれ募集し事業を展開することとした。</p>				
対象	市内在住の人(※第3回は市内在住の小学生親子)				
定員	各回20人(※第3回は8組)				
受講者数	第1回 11人	第2回 20人	第3回 5組12人		
	第4回 5人	第5回 15人			
受講率	第1回 55%	第2回 100%	第3回 63%		
	第4回 25%	第5回 75%			

	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	7月 9日(土)	手賀沼と私たちの地域～干拓と治水の歩み～	木下交流の杜 歴史資料センター職員	10人
	2	9月14日(水)	手賀沼台地の地質と化石	千葉県立中央 博物館 伊佐治 鎮司	20人
	3	10月 8日(土)	手賀沼流域自然観察会	NPO法人亀 成川を愛する 会	5組 12人
	4	11月 5日(土)	手賀沼流域(亀成川流域)の自然環境とグリーン インフラ	NPO法人亀 成川を愛する 会	5人
	5	11月 9日(水)	手賀沼の今を知る(手賀沼船上観察・我孫子市 鳥の博物館)	我孫子市手賀 沼課職員 我孫子市鳥の 博物館学芸員	15人
参加者合計	62人				
講座を 終えて	<p>第1回「手賀沼と私たちの地域～干拓と治水のあゆみ～」では、手賀沼の成り立ち、利根川の東遷で、洪水の常襲地帯となり、洪水と戦い、干拓、北千葉導水路の完成までの流れを理解できた。</p> <p>第2回「手賀沼台地の地質と化石」では、地元の木下貝層、印旛捷水路から出土したナウマンゾウについてや、講師自身が実際に掘ったクジラの骨を実見できたのが非常に好評であった。</p> <p>第3回「手賀沼流域自然観察会」では、亀成川支流の古新田川流域を散策した。随所で生息する動植物、昆虫等の説明があり、古新田川では講師が当日獲ったドジョウやエビを間近で見ること、自分たちの身近にある自然の素晴らしさ、大切さを体感することができた。</p> <p>第4回「手賀沼流域(亀成川流域)の自然環境とグリーンインフラ」では、グリーンインフラを活かしたまちづくりや課題などを通して、身近な自然環境に目を向けるきっかけづくりを行えた。</p> <p>第5回「手賀沼の今を知る(手賀沼船上観察・我孫子市鳥の博物館)」では、2つの見学により、主に手賀沼周辺の現在の環境について学んだ。特に船上観察は沼の水の透明度を実際に計ってみるなど、実際に体感することでより意味のある学びとなった。</p>				

●創作講座「彩のある暮らし講座」

事業区分	大人対象事業
ねらい	<p>創作・工作などの作品作りを通して作る喜びを体感しながら、手作りの作品で生活に彩りを添える。</p> <p>【大人対象】創る喜びを体感することや想像力・表現力を養いながら手作りの作品で生活に彩りを添えていくこと。また、自然の物に触れることのきっかけや手先を動かすことは、ストレス緩和や認知症予防につながるといわれており、それらの一助とすること。コロナ禍での巣ごもり生活などを豊かにする趣味を持つきっかけづくりとする。</p>
対象	市内在住の18歳以上の人

定員	第1回 18人	第2回 12人			
受講者数	第1回 9人	第2回 12人			
受講率	第1回 50%	第2回 100%			
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月16日(水)	大人ものづくり教室 ～黒竹で作る和モダン飾り～	茉本 祈子	9人
	2	12月 7日(水)	冬の寄せ植え教室	印西山野草の 会 伊藤 哲之	11人
参加者合計	20人				
講座を終えて	<p>「大人ものづくり教室～黒竹で作る和モダン飾り～」では、自然の素材と対話し、集中して向き合うことから得られる無我を感じながら和モダン飾りを制作することができた。また、枝道の『再生芸術の探求』というテーマから、SDGsの取り組みとしても非常に有意義なものとなった。</p> <p>「冬の寄せ植え教室」では、のこぎりを使って竹を切るなど慣れない作業であったが、楽しく、夢中で取り組まれていた。アンケートからも非常に満足度の高い結果が読み取れた。また、育て方や水やりの説明もあり、自宅に戻ってからは育てる喜びを感じられる講座となった。</p>				

●手賀沼船上親子観察会（手賀沼流域フォーラム実行委員会と共催）

事業区分	共催事業				
ねらい	<p>印西地域の歴史・社会・環境などを総合的に学び、自分たちが暮らす地域を理解し、ふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりについて考える。</p> <p>【子ども対象】六軒川・弁天川から手賀沼へ、乗船体験するとともに手賀沼流域の自然環境の現状を観察し、環境問題（自然の保全と共生）について、親子で考える機会を提供する。</p>				
対象	市内在住の小学生と保護者				
定員	20組40人				
受講者数	19組38人				
受講率	95%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月30日(土)	親子で六軒川・弁天川を船で巡り手賀沼の自然環境を観察する。	<p>(乗船体験) NPO法人印 西市観光協会</p> <p>(講義) 印西水と暮らしを守る会</p>	15組 30人

参加者合計	30人
講座を 終えて	<p>乗船体験では、野鳥、魚や植物などの流域の自然環境等について紹介してもらいながら川めぐりを行い、講義では、「私たちの飲み水、捨て水」、「手賀沼と流域の外来水生生物」をテーマに参加型の講義を行った。</p> <p>アンケート等による参加者の感想は非常に好評で、乗船体験では、船頭さんの解説のたくみさ、講義は参加型にしたことにより子どもたちが積極的に取り組めたことによるものが大きいと思われる。子ども対象の場合、子どもたちを飽きさせず学んでもらうことが事業の満足度に直結すると思われるので、今後の参考になるとと思われる。</p>

《講座の様子》



▲いきいきカレッジ：シニアのための生き生き生活術



▲手賀沼講座：手賀沼船上見学会



▲健康体操



▲子ども科学教室



▲大人のものづくり教室：和モダン飾りづくり



▲防災講座

《団体育成事業》

各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行い、中央公民館利用サークル懇談会に対して運営等の指導・助言を行った。主催事業「健康体操」受講者が中心となり「健康体操サークル」を立ち上げたものの、2サークルが解散のため退会し、加盟サークル数は28サークルとなっている。なお、活動成果の発表の場である、中央公民館利用サークル懇談会が主催する「みなづき祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等を考慮し、規模を縮小して実施した。

《個人学習支援事業》

学習室を個人学習・共同学習の場として開放し、学習資料の提供により学習支援の推進を図るとともに、個人学習推進のための学習の場の提供を行った。

令和4年度は引き続きコロナ禍であったことから、学習室の貸出にあたっては、感染防止対策を図りつつ実施した。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの場を広げられるよう、活動拠点となる場を提供し生涯学習の推進を図ると共に、社会教育関係団体、地域団体、福祉団体等に対しても会議や交流の場を提供し地域醸成の支援を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながらの利用とした。

小林公民館



【運営方針】

小林公民館は、小林駅圏に生活する市民を主な対象とし、社会教育・生涯学習活動、芸術文化活動、地域コミュニティ活動の場と機会を提供することを主な事業目標として運営している。

また、小林公民館では、小林駅圏市民の学習ニーズを把握し、地域コミュニティの醸成に配慮した社会教育・生涯学習機会の提供を基本として、事業を展開している。

【施設概要】

名称：小林コミュニティプラザ

- ・小林公民館
- ・小林図書館
- ・小林出張所

所在地：印西市小林北5-1-6

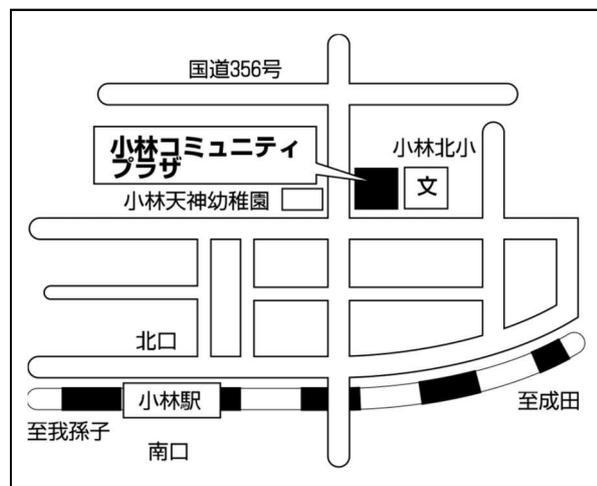
開館：平成7年5月1日

敷地面積：3,146.71㎡

延床面積：2,073.683㎡

構造：鉄筋コンクリート 2階建て

駐車台数：49台



《令和4年度事業概要》

小林公民館は、令和4年10月から令和5年9月まで保全改修工事に伴う休館のため、当該期間の事業実施は無く、令和4年4月から9月において事業を実施しました。

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」1事業、「大人対象事業」3事業を計画しました。コロナ禍ではありましたが計画通り実施しました。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放しました。さらに、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となって開催している「小林コミュニティまつり」も保全改修工事に伴う休館のため中止となりました。

施設利用者の推移については、令和2年度 11,371人、令和3年度 16,882人、令和4年度 9,480人という状況です。

《主催事業》

●すぐよく飛ぶ紙ひこうきをつくろう

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	すぐよく飛ぶ紙飛行機の作り方を学び、航空力学・科学に興味を持ってもらう。さらに、自分で作った紙飛行機がよく飛ぶという成功体験をすることで自信を持たせる。				
対象	市内在住の小学生				
定員	20人				
受講者数	14人				
受講率	70%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月16日(土)	紙飛行機(やり飛行機、せみ飛行機)を作り、試験飛行を行いながらどうすればよりよく飛ばせるかの探求心を育む。	吉村 龍雄	14人
参加者合計	14人				
講座を終えて	航空力学など実際の飛行機に照らし合わせた理論で2種類の紙飛行機を作った。紙飛行機を触ればかりいと指の油がついて重くなってしまうことなどを教えてもらっていた。作った紙飛行機を飛ばす競争では、付き添いで来ていた大人も紙飛行機を作り参加するなど、会場にいた全員がよく飛ぶ紙飛行機づくりが体験できた。				

●小林カレッジ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	市民が健康で明るく豊かな生活を送るために、幅広い分野に目を向け、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの一助とする。				
対象	市内在住・在勤の50歳以上の人				
定員	20人				
受講者数	23人				
受講率	115%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月28日(土)	印西市の景観について	都市計画課 職員	17人
	2	6月18日(土)	リズムでスローエクササイズ	佐々木 優子	17人
	3	7月23日(土)	カレンダーで潮干狩りの日を見つけよう	河邊 久男	19人
参加者合計	53人				
講座を終えて	講義や体験などを通じて知識と経験を深めるとともに、参加者の学ぶ意欲や好奇心向上に努めることができた。				

●ピラティス講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	胸式呼吸を用いながらストレッチを中心とした動きで、身体の筋肉をしなやかで丈夫に鍛える運動を体験し、健康的な身体づくりを目指す。				
対象	市内在住・在勤の20歳以上の女性				
定員	15人				
受講者数	15人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月12日(土)	心肺機能の向上と背骨の柔軟性を強化するためのエクササイズを行う。	土井 さやか	15人
	2	6月26日(土)			13人
参加者合計	28人				
講座を終えて	ピラティスの呼吸法とストレッチを中心とした動きでインナーマッスルを鍛えながらバランスのとれた身体づくりを学んだ。				

●みんなでつくる！小林アンプラグドミニミニコンサート

事業区分	大人対象事業				
ねらい	小林公民館利用サークルのうち音楽関係サークルに対して、気軽に発表の機会を提供するとともに、地域で音楽活動をする個人や団体に対しても発表の機会を与え地域の交流を図る。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	—				
受講者数	—				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月20日(水)	ロビーコンサート	カラフルスタイル	14人
	2	5月18日(水)	ロビーコンサート	カラフルスタイル	7人
	3	5月25日(水)	ロビーコンサート	齋藤 和夫	8人
	4	6月15日(水)	ロビーコンサート	カラフルスタイル	12人
	5	7月20日(水)	ロビーコンサート	カラフルスタイル	8人
	6	7月27日(水)	ロビーコンサート	齋藤 和夫	4人
	7	8月17日(水)	ロビーコンサート	カラフルスタイル	14人
	8	9月21日(水)	ロビーコンサート	齋藤 和夫	6人
	9	9月28日(水)	ロビーコンサート	カラフルスタイル	5人
参加者合計	78人				
講座を終えて	地域で音楽活動を行う市民や団体に発表の場を作ることができ、地域住民に音楽鑑賞の機会を与えることができた。また、鑑賞に来た市民からその場でリクエストを聞き、そのリクエスト曲を歌ってもらうなど交流も図ることができた。				

《講座の様子》



▲すぐよく飛ぶ紙ひこうきをつくろう



▲小林カレッジ：スローエクササイズ



▲小林カレッジ：潮干狩りの日を見つけよう



▲ピラティス講座：呼吸と姿勢を意識する



▲アップラウド ミニコンサート：カラフルスタイル



▲アップラウド ミニコンサート：齋藤和夫

《団体育成事業》

コロナ禍の中、各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう指導・支援を行った。また、小林コミュニティサークル連絡協議会が主体となって行うサークル活動の成果発表としての場である「小林コミュニティまつり」は、保全改修工事のため中止となった。

《個人学習支援事業》

公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放し、個人学習に対する支援を行った。利用対象者は児童・生徒に限定せず、より多くの皆さんが利用できるよう配慮した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で学習の場の提供を行った。

《貸館事業》

地域の生涯学習拠点施設として、地域住民や町内会、学校をはじめ各種団体など、広く利用の促進を図った。ただし、どのような場合でも利用できるのではなく、社会教育法第23条に抵触する場合などは利用できないことを理解していただき、健全な公民館運営に努めた。

なお、各館同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。

そうふけ公民館



【運営方針】

そうふけ公民館は、印西牧の原駅圏内の生涯学習の拠点として、「新たな文化の創造」を目標に事業を展開している。

事業の推進にあたっては、「いつでも、どこでも、誰でもが」を基本方針に、市民の学習意欲が高まるような子ども対象事業、共催事業、団体育成事業、個人学習支援事業、貸館事業を実施している。

このほか、市民のさまざまな学習ニーズに対応するため、窓口等において情報の提供及び事業支援を行っている。

【施設概要】

- 名 称：印西市ふれあい文化館
- ・そうふけ公民館
 - ・そうふけ児童館
 - ・そうふけ図書館
 - ・そうふけ老人福祉センター

所在地：印西市原3-4

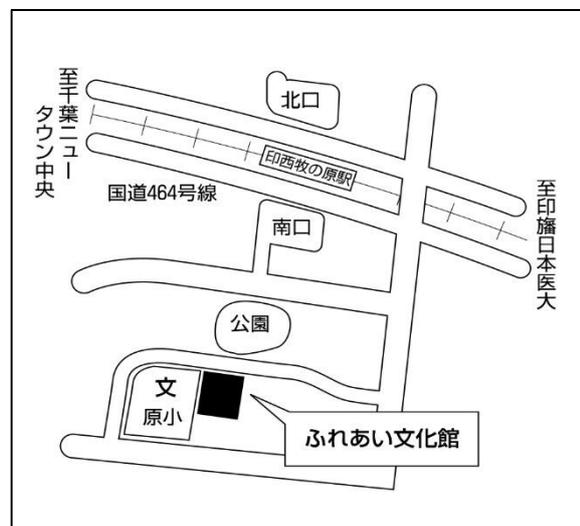
開 館：平成10年12月1日

敷地面積：4,000.01㎡

延床面積：3,674.49㎡

構 造：鉄筋コンクリート
3階建て（地下1階）

駐車台数：44台



《令和4年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」6事業、「大人対象事業」3事業を計画しましたが、「子ども対象事業」3事業、「大人対象事業」1事業を追加して実施しました。計画していた「大人対象事業」のうち1事業については、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止としました。

個人学習支援事業として学習室を開放しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、定員18名のところ定員9名に縮小し学習の場を提供しました。

そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって開催する「ふれあい文化館まつり」は令和2年度及び3年度は中止でしたが、令和4年度は規模を縮小し新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで開催しました。

施設利用者については、令和2年度15,250人、令和3年度は2カ月の開館で3,153人、令和4年度は28,210人という状況でした。

《主催事業》

●工作教室（クラフトバック）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	工作を通して創作の楽しさを味わう。				
対象	市内在住の小学生と保護者				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月15日（水）	親子でクラフトバックを作る。	播本 芳子	15人 （子8人） （親7人）
参加者合計	15人				
講座を終えて	作業は親子で行った。クラフトテープを切ったり編み込んだりしての難しい作業もあったが、作品が完成したことの喜びや達成感を得ることができた。				

●工作教室（トールペイント）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	工作を通して、創作の楽しさを味わう。				
対象	市内在住の小学生				
定員	12人				
受講者数	12人				

受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月23日(火)	トールペイントの絵付け体験を通して手芸の手法を学び、作品作りの楽しさを体験する	明保能 勝江	12人
参加者合計	12人				
講座を終えて	細かい作業が多かったにもかかわらず、楽しんで作業に集中して取り組んでいたことが感じられ、もの作りの楽しさを実感してもらえたことが一番の成果だと思われる。 子どもたちの感想にも「楽しかった」の感想が多く見られた。				

●レゴシリヤスプレイ

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	レゴブロック作品作りを通して、参加者同士の交流や自分の思いを表現することを体験し、豊かな心を育むことを目指す。				
対象	市内在住の小学4年生～6年生				
定員	10人				
受講者数	10人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月3日(水)	レゴを使って考えを形にし、意見を伝える。	榎本 美紅	7人
参加者合計	7人				
講座を終えて	レゴは置き方や角度で見方が変わり、心情を表現することができるかと講師が話していた。今回は自分をよく知ること、積極的に参加者と意見を交わし発言する姿が見られ、相手への理解を深めようとする場面を多く見受けられた。児童からまた参加したいとの意見や親御さんからも事業継続希望があり、始まる前と後での児童の表情に変化を感じた。				

●ふれあい大会

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	グランドゴルフを通じて、世代間・地域の交流を図る。				
対象	市内在住の小学生とその保護者				
定員	10組20人				
受講者数	2組4人				
受講率	20%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月3日(土)	グランドゴルフによるふれあい大会	牧の原スポーツクラブ	4人 (子2人) (親2人)
参加者合計	4人				

講座を終えて	参加者募集時期から新型コロナウイルス感染症 8 波の影響で、学級閉鎖等もあり参加者は 2 組 4 人と少なかった。参加した子どもは学年も近く、男の子と女の子で、通学している学校も違っていたが、直ぐに仲良くなりお互いのプレーを応援していた。また、うまくいかずにすねてしまう場面もあったが牧の原スポーツクラブの方々がまとめてくださり和気あいあいと世代を超えた交流を楽しんでいたようである。
--------	--

●子ども科学教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	身近な材料を使って科学の原理を学べる工作や実験を行い、楽しみながら科学の仕組みを学ぶ。				
対象	市内在住の小学 3 年生～6 年生				
定員	8 人				
受講者数	8 人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7 月 26 日 (火)	ペットボトルの中の金魚 浮くの?沈むの?をテーマとした科学遊び	松田 治久	8 人
参加者合計	8 人				
講座を終えて	参加者は、男の子が多かったこともあり、いろいろな実験に対し積極的に参加し先生からの質問にも答えていた。実験を身近で感じて、次はどんな変化が出るのか興味を持ってもらうことができた。実験結果を自ら確認でき実験の楽しさを学ぶことができた。				

●書初め教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	書道体験を通して、日本の伝統文化および季節の行事に親しむ機会を提供するとともに、学校の冬休みの課題作成の一助とする。				
対象	市内在住の小学生				
定員	各回 8 人				
受講者数	第 1 回 8 人		第 2 回 8 人		
受講率	第 1 回 100%		第 2 回 100%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12 月 24 日 (土)	書初めの練習	伊藤 繁子	8 人
	2				8 人
参加者合計	16 人				
講座を終えて	習字を書いたことがない小学校 1 年生や 6 年生までの参加者がいましたが、講師のやる気が出るような指導や半紙に書く課題の文字数によってのバランス、筆の使い方の指導を学ぶことができた。				

●ふわふわスライムづくり

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	スライムのふわふわ感を楽しむ。				
対象	市内在住の小学生				
定員	各回16人				
受講者数	第1回 16人	第2回 16人	第3回 16人	第4回 16人	
受講率	第1回 100%	第2回 100%	第3回 100%	第4回 100%	
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月22日(木)	好きな色づけをして、ふわふわ感を楽しむ。	児童館職員	16人
	2				16人
	3	1月11日(水)			16人
	4				16人
参加者合計	64人				
講座を終えて	<p>自ら作ったスライムに色をつけ、思い思いの形を作ったが、材料の量によりふわふわに仕上げるのが難しく実験感覚も体験できた。</p> <p>また、7月の実施が非常に好評であったため、1月に追加実施を行った。</p>				

●スポーツキッズ

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	遊びながら、運動神経がよくなるコツをつかむ。				
対象	市内在住の小学4年生～6年生				
定員	20人				
受講者数	7人				
受講率	35%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月24日(水)	小学生の運動機能向上のための体の動かし方	保育課職員	7人
参加者合計	7人				
講座を終えて	<p>参加者は、常々体を動かしている様子がうかがえた。体の動く子が多くゲーム感覚で楽しんで参加できているのを感じた。また、運動の方法で運動能力を高めていけることを学んだ。</p>				

●イラストペン入れ講座

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	漫画家の指導を受けながら、漫画の描き方(下書き)を学ぶ。				
対象	市内在住の小学生以上				
定員	10人				
受講者数	8人				
受講率	80%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	1月7日(土)	講師の用意した下書きにペンを入れていく。	栗原 静香	8人

参加者合計	8人
講座を終えて	描くことが好きな子どもたちが参加していたため1時間集中してできた。また、漫画家の講師から、直接指導を受けることができ、貴重な体験ができた。

●防災の備え〔食事編〕～自助が7割～

事業区分	大人対象事業				
ねらい	ローリングストック法やビニール袋を使った調理法など、災害時に役立つ食の備えについて学ぶ。				
対象	市内在住の人				
定員	10人				
受講者数	6人				
受講率	60%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	1月20日(金)	防災の備えについての講義と簡単な実習	健康増進課職員	6人
参加者合計	6人				
講座を終えて	平日頃から食べる味になれることが避難所での食事となっても抵抗がなくなるとの指導があった。調理の実演を見て、参加者から「家で作ってみよう」と即、実践してみる意欲を持つことができた。				

●大人のフラワーアレンジメント

事業区分	大人対象事業				
ねらい	造花を使ってフラワーアレンジメントを体験し、生活を楽しむこと、心を豊かにする趣味を持つことのきっかけづくりを行う。				
対象	市内在住の人				
定員	10人				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月 ※中止	造花を使ったフラワーアレンジメントの作成		

※新型コロナウイルス感染症の影響もあり講師との日程調整がつかず中止

●しっかり食べて元気ハツラツ！～高齢期の食事のポイント～

事業区分	大人対象事業				
ねらい	高齢期の食事のポイントについて学び、健康について考える機会を提供し、健康づくり習慣を身につけるための一助とする。				
対象	市内在住の人				
定員	10人				
受講者数	6人				
受講率	60%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	2月8日(水)	高齢期の食事のポイントについて学ぶ	健康増進課職員	6人

参加者合計	6人
講座を終えて	参加者は栄養や食事に気を配っている人が多く、講師に食事確認をしていただき、同じような食品でも、違う食品とローテーションして摂取することでいろいろなものが摂取できることを学んだ。

●健康講座 睡眠と健康

事業区分	大人対象事業				
ねらい	講座を通して市民に対し健康に関する知識や意識を向上させる。				
対象	市内在住の人				
定員	20人				
受講者数	14人				
受講率	70%				
	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	2月16日(木)	睡眠と健康について学ぶ	明治安田生命 相互保険会社	14人
参加者合計	14人				
講座を終えて	講座の内容は、一方的な講座にならないように随所に工夫が感じられた。参加者自身の睡眠タイプ判別などの講座に引きつけられていた。				

《講座の様子》



▲イラストペン入れ講座



▲工作教室（クラフトバック）



▲スポーツキッズ



▲工作教室（ツールペイト）



▲ふれあい大会



▲健康講座 睡眠と健康

《団体育成事業》

各利用サークルが自主的かつ円滑に、生涯学習や社会教育活動が行えるよう指導・支援を行ったが、令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止対策による活動自粛の影響が続いた。また、そうふけ公民館利用サークル協議会から2団体が脱会し、1団体が加入した。

なお、そうふけ公民館利用サークル協議会が主体となって、活動成果の発表の場である「ふれあい文化館まつり」は、令和2年度及び3年度は中止していたが、令和4年度は規模を縮小し新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで開催しました。

《個人学習支援事業》

学習室を個人学習の場として開放し学習支援の推進を図った。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として定員を18名から9名に縮小して個人学習の場の提供を行った。なお、9名を超える利用希望があった場合には、公民館事業に支障のない範囲で諸室を個人学習室として開放した。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として施設の提供を図った。社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議、交流の場を提供し適正で健全な公民館運営に努めた。

なお、各館同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。

印旛公民館



【運営方針】

印旛公民館は、印旛地区の生涯学習の拠点として、子供から高齢者まで、幅広い年代を対象に事業を展開している。

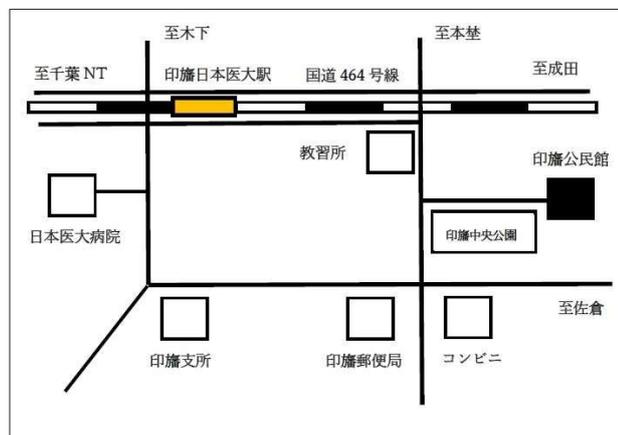
主要事業として、子ども・大人対象事業、及びサークル支援事業を軸として、社会教育や生涯学習に関する情報を積極的に発信し、市民に多種多様な学習活動への糸口及びその活動促進の場を提供している。

また、目前にテニスコートや野球場、多目的広場などの多彩なスポーツ施設も隣接しているため、スポーツの合間や終えた後の交流の場ともなっている。

このように印旛公民館は、市民密着型の“親しみやすい公民館”を目指すとともに「学びの場」、「憩いの場」、「ふれあいの場」として日々活動している。

【施設の概要】

名称：印西市立印旛公民館
所在地：印西市瀬戸1518
開館：昭和51年10月1日
敷地面積：11,005㎡
延床面積：1,844㎡
構造：鉄筋コンクリート
2階建て
駐車台数：70台



《令和4年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「こども対象事業」4事業、「おとな対象事業」7事業を計画しました。その後、「おとな対象事業」で1事業を追加して、「こども対象事業」4事業、「おとな対象事業」8事業を実施しました。

個人学習支援事業として、学習室を開放しております。また、印旛公民館サークル協議会が主体となって開催していた「いんば公民館まつり」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、令和2・3年度に引き続き中止となりました。

施設利用者数の推移については、令和2年度4,171人、令和3年度7,386人、令和4年度5,614人という状況です。

《主催事業》

●親子カヌー教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	印西市民に最も身近な水辺である印旛沼の近くのプールで、親子でカヌーの操縦に挑戦する。午前は小学1年生～3年生と保護者・午後は小学4年生～6年生と保護者を対象に2部制で行い、親子で絆を深めつつ、自然と触れ合う大切さと喜びを味わう。				
対象	市内在住の小学生と保護者 (午前の部は小学1年生～3年生と保護者、午後の部は小学4年生～6年生と保護者)				
定員	各部10組20人				
受講者数	第1回(午前の部)	10組20人	第2回(午後の部)	10組20人	
受講率	第1回(午前の部)	100%	第2回(午後の部)	100%	
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月9日(土) ※午前の部	実際にカヌーに乗って操縦の方法を学び、自然と触れ合う大切さと喜びを分かち合う。	I S Jカヌー 同好会	11組 22人
	2	7月9日(土) ※午後の部			9組 18人
参加者合計	40人				
講座を終えて	<p>運動に関する内容であったことから関心が大きく、数日で定員に達した。事業当日、講師であるI S Jカヌー同好会の皆様によって、カヌーの操縦方法の説明から始まり、マンツーマンで補助しながら時計回り・反時計回りにと順番でプールを回りながらカヌーを漕いでいた。その後、プールサイドにスライダーを置いてウォータースライダーを行った。子どもたちがカヌーに乗り、大きな水しぶきをあげながらカヌーがプールに飛び込むその姿は壮観なものがあった。参加者からは、カヌーに本格的に乗りたい、次回も参加したいという感想が多く寄せられた。毎年度非常に人気がある講座で、来年度は定員を各部で2組4人ずつ、合計で4組8人増やして行う予定である。</p> <p>なお、I S Jとは平成9年(1997年)に同好会が設立された際に関係があったI(印旛村教育委員会)、S(酒々井町教育委員会)、J(順天堂大学)の3つの頭文字である。</p>				

●夏休み工芸教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	自分の手でオカリナ（土笛）や竹細工（竹かご）を作りあげることで、創意工夫を促し、豊かな感性を養い、ひとつの工芸作品を作り上げる喜びを味わう。				
対象	市内在住の小学生 （小学1年生～3年生の場合は工作の難易度が高いため、保護者の付き添いを要する）				
定員	各部10人				
受講者数	オカリナの部 9人		竹細工の部 7人		
受講率	オカリナの部 90%		竹細工の部 70%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月30日（土） ※オカリナの部 1日目	粘土を使い、釘や接着剤等を一切使うことなく、粘土を固めてオカリナの形を作り上げる。形が出来上がったら翌日まで1日置いて乾かす。	間野 政勝	9人
	2	7月31日（日） ※オカリナの部 2日目	前日に作ったオカリナの原型に穴を開けて、穴の大きさで奏でられる音の高低を調整し、ひとつのオカリナを作り上げる。		9人
	3	8月 6日（土） ※竹細工の部	約20本の竹ひごを使い、釘や接着剤等を一切使うことなく、竹ひごを編み合わせることでひとつの竹かごを作り上げる。		7人
参加者合計	25人				
講座を終えて	<p>最初のオカリナの部では、吹き口（1日目）と指穴（2日目）を開けるのは、オカリナの音を出すため重要な工程で、大人に頼りたい子どもと、できるだけ自分で作らせた保護者のやりとりが、見ていて微笑ましく感じられた。</p> <p>竹細工の部では、竹を互い違いに編んでいく工程は、やや難しいようであった。竹には色で緑色と黄色の2種類があるが、前者を「青竹」、後者を「白竹」という。それぞれの竹の先を5本ずつ束ねて入れ込んでゆく工程は大人でも難しく、講師の方の手助けは不可欠であった。それでも皆が試行錯誤を続け、時間内に全員完成することができた。講師の説明も的確であった。</p> <p>1つ1つの工程が、小学校低学年の参加者には難しいように思われたが、アンケートを見る限り参加者は充実した時間を過ごせたように感じられた。</p>				

●夏休み科学教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	小学生の理科離れが叫ばれて久しい中、身近にある材料を使い、理科を楽しく学べる工作物を作り上げ、理科の面白さを再認識する。また、自分の手で工作物を創作することで、創意工夫を促し、ひとつの作品を作り上げる喜びを味わう。				
対象	市内在住の小学4年生～6年生				
定員	16人				
受講者数	14人				

受講率	88%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月20日(土)	電子レンジと乾燥剤を使ってハーバリウムを作ること、それがどのように作られていくのかを理解するとともに、ひとつの工作物を作り上げる喜びを味わう。	日本大学 理工学部教授 大久保 尚紀	14人
参加者合計	14人				
講座を終えて	<p>事業当日、材料等はあらかじめ机にセットして、講師の紹介とあいさつをして開始となった。作り方の説明後、簡単なクイズや公民館の周辺に生えている草花を採取し実験に使う。</p> <p>シリカゲルの中に採取した草花を入れ、3～5分電子レンジにかける。10分ほど待って取り出すと、50～70%ほど軽くなり、ドライフラワーが出来上がった。</p> <p>瓶に詰めオイルを入れてもらい、ハーバリウムは完成した。その直前に参加者一人一人がハーバリウムの完成予想をしたり、そのスケッチをしたりした。参加者はみな完成品をうれしそうに笑顔を見せて持って帰ったことが印象的だった。参加者からは面白かった、科学に関心を持ったという感想が多く寄せられた。</p>				

●冬休み書初教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である書道を通して、伝統文化に触れる重要性を学ぶとともに、心の平静と集中を高めて、ひとつの作品を完成させることの喜びを味わう。				
対象	印旛地区在住の小学3年生～6年生				
定員	10人				
受講者数	10人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月10日(土)	書道の練習、清書 最初に書いたものと最後に書いたものを比べる	徳久 和歌子	10人
参加者合計	10人				
講座を終えて	<p>親しみやすい講師と、助手として「印旛毛筆の会」の方が4名来ていたこともあり、子どもたちのびのびと書初に向き合っていた。最初の1枚と、最後の1枚を比べて見て、短時間でも上手に書き上げられる過程を、本人も保護者も実感できた点が良かった。また、書いた本人が良くできた点と良くしたい点を具体的に言う時間は、子どもたちの真剣さを感じることができた。</p>				

●みんなのいけばな教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である生け花を通して、礼儀や作法の向上を図るとともに、四季に思いを馳せて心に癒しを感じられるように理解を深める。また、お正月向けの草花を生けることにより、日本らしい新年の迎え方を見直す。				
対象	市内在住・在勤の人				

定員	各回20人				
受講者数	第1回 10人		第2回 20人		
受講率	第1回 50%		第2回 100%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月30日(土)	春から初夏に見頃を迎える草花を使い、自然のままの美しさを実際に目にする喜びを味わうと共に、ひとつの生け花の作品を作り上げる喜びを味わう。	池田 美枝子	10人
2	12月27日(火)	お正月に向けて華やかな草花を生けることで、年始を彩り豊かに楽しい気分で過ごすと共に、日本らしい新年の迎え方を味わう。	20人		
参加者合計	30人				
講座を終えて	<p>生け花の容器は、口の部分を切り取ったペットボトルを使い、オアシスを入れ吸水させる。ペットボトル全体に不織布を巻き、マスキングテープで飾り付けをして容器が完成する。春から初夏にかけて見頃を迎える9種類の草花を使い、順番に活けていく。終わった人から他の人の作品を見比べて意見を述べ合い、参加者の交流の場となった。講師の方からは草花の差し方のコツや選び方、映える置き方とその方法等についての的確な説明があった。第2回では、お正月を迎えるにあたって、生け花が日本の伝統文化に果たしてきた役割について講師から説明があり、とてもためになる内容であった。選ばれる題材は、正月を迎えるにふさわしい、彩りが鮮やかな草花が多く、季節感に溢れているところが人気の一因だと思われる。今後ともこの講座を続けられるようにしていきたい。</p>				

●初心者のための絵手紙教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	絵手紙の描き方を学ぶと共に、自分が見たものを感情に素直に描き出す。教室の参加者同士の親睦を深める。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	10人				
受講者数	6人				
受講率	60%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月11日(土)	この時期に見頃を迎える草花や身近なものを題材として、ありのままの美しさを描き出すとともに、絵手紙の基本的な描き方を学ぶ。	石原 修	6人
2	6月18日(土)	前回到引き続き、この時期に見頃を迎える草花を題材として、ありのままを描き出し、絵手紙の基本的な描き方を学ぶ。	5人		
参加者合計	11人				

講座を終えて	<p>第1回は、参加者はまず講師から絵手紙についての説明があり、その中でも重要な「線」の書き方から実践にうつった。線の濃淡や揺らぎなど、何度も練習を繰り返しても思うような線が描けず悪戦苦闘する様子が見られ、参加者の真剣な思いが伝わってきた。次に、講師が用意した「ナス」と「ピーマン」を見ながら、台紙の上のはがきに描き、色を付ける。簡単だと思われた墨汁の薄め方や絵の具のにじませ方なども思った以上の量の水が必要で、なかなか色が薄まらなかった。</p> <p>第2回は、講師の方に用意して頂いた「ドクダミ」のデッサンから始まり、続いて絵手紙に推す印章の作成を行った。苗字・名前のいずれか1字を、消しゴムのサイズに合わせてトレッシングペーパーにデザインし、それを消しゴムに写しカッターで掘るものだが、陰刻（文字だけ彫る）と陽刻（文字の周りを彫る）について説明があり、それぞれやりやすいほうを作成した。陰刻の方が初心者向けのようだった。出来上がった印章を自分の絵手紙の作品に押しつけて完成となった。押し場所ははがき面の左に文字、右下に印が多いが、参加者は空いているところを有効に使っていて、各々個性が見られて、面白かった。</p>
--------	---

●癒しのアロマ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	アロマセラピーの基本を学びながら、自然の草花の香りを通して心と体の内面を安定させることの大切さを学ぶ。また、心の状態が体の健康に深く結びついていることへの理解を深める。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	第1・2回 10人	第3回 20人			
受講者数	第1・2回 6人	第3回 7人			
受講率	第1・2回 60%	第3回 35%			
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月22日(水)	アロマセラピーの基本を学びながら、講座の参加者同士で親睦を深める。香りを楽しみながら、自分の内面を整えることを意識する。	前田 美紀	5人
	2	6月29日(水)			6人
3	1月31日(火)	アロマセラピーの基本を学びながら、講座の参加者同士で親睦を深める。香りを楽しみながら、自分の内面を整えることを意識する。	前田 美紀	7人	
参加者合計	18人				
講座を終えて	<p>健康や生活に関する内容であったことから関心が大きく、数日で定員に達したが、直前でキャンセルが相次いだ。第1回では、アロマセラピーの説明から入り、植物の精油成分を安全に使い、心身の不調を和らげる方法を学んだ。次に理科の実験のような蒸留を体験した。そこでは装置に吸水させたヒノキのおが屑を詰め込み沸騰させ、蓋のうえに氷を乗せ蒸気を冷やし、ヒノキの香りの蒸留水を探った。第2回では、アロマは楽しむだけでなく、嗅覚から脳に瞬時に届きリラックスし、皮膚から真皮の血管に浸透しリンパ液や各臓器に作用するといった、心身共に働きかけることを学んだ。マッサージに使えるスキンケアオイル用に香りを選び、調合して完成したものを実際に自分の手に付けて体験した。</p> <p>第3回では、アロマスプレーとバスソルト（入浴剤）の2品を作った。前者はビーカーに無水エタノールを入れた後にアロマオイルを入れてよく混ぜ、スプレー容器に移して完成となる。後者はビーカーにバスオイルとアロマオイルを入れてよく混ぜ、その中に岩塩（白、ピンク）を入れてしみこませる。岩塩にすべてのオイルが吸収されたら保存袋に入れて完成となる。参加者は自分だけの香りに満足し、早速今日にでも使うといった声が聞かれた。</p>				

●はじめてのyoga

事業区分	大人対象事業				
ねらい	ヨガ (yoga) の基本を学びながら、心と体の内面の安定を感じるとともに、メンタルバランスの重要性について学ぶ。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	20人				
受講者数	16人				
受講率	80%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	9月27日(火)	ヨガの基本を学びながら、参加者同士親睦を深める。無理をせず、自分の内面と向き合う時間を意識する。	佐藤 洋子	16人
	2	10月 4日(火)	前回の内容に引き続き基本的な動きを学ぶと共に、前回と同様に、無理をせず、落ち着いて行うことを意識する。		15人
	3	10月12日(水)	これまでの講座と比較してやや難易度の高い姿勢に挑む。無理をせず、自分の内面と向き合い、心の安定を意識する。		7人
	4	10月18日(火)	まとめとして、これまでの講座で学んできた姿勢を復習し、自分の内面とどれほど向き合えたかを考える。姿勢を作る際には、無理をせずに心の安定を意識してできたかを考えながら行う。		16人
参加者合計	54人				
講座を終えて	講師の方はポーズの最中も常にヨガ (yoga) に関する話をしていただき、和やかな雰囲気が進められた。参加者はマスクをして行ったが少し息苦しい時もあり、少しマスクをずらすか外して水分補給するなど、個人個人で上手に対応していた。そんな中でも講師はマスクをしたまま、ポーズの意味や雑談など話しながらポーズを行っても息切れせず、特に中断することもなかった。全4回の教室終了後、参加者から「体の調子がよくなって心地よい」「とてもリラックスできた」等の感想が寄せられ、ヨガ (yoga) の楽しさや体への効果を実感できた有意義な講座となった。				

●おとなの工芸教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	自分の手で工作物（竹かご）を創作することで、創意工夫を促し、ひとつの作品を作り上げる喜びを味わう。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	10人				
受講者数	10人				
受講率	100%				

	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	10月22日(土)	約30本の竹ひごを使い、釘や接着剤等を一切使うことなく、竹ひごを編み合わせることで、ひとつの竹かごを作り上げる喜びを味わう。	間野 政勝	10人
参加者合計	10人				
講座を終えて	種類が違う平面的な竹ひごから立体的なかごができあがった時の喜びを大人が味わうことができた。30本もの竹ひごを一つ一つ編み込むのは細かな作業が多く、慣れない手つきで時間がかかりながらも、少しずつ着実に竹かごを作り上げていった。全体的に時間がかかったが講師の対応が非常に丁寧で、参加者は物作りの楽しさを実感すると同時に、竹という身近な素材を使って、ここまで美しいかごが作れるのかという驚きを隠せない様子だった。				

●自力整体教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	整体治療とは異なり施術を受けるのではなく、自分で慢性的な不調を改善して、病気の予防を目的とした自己治療法を学ぶ。また、体の状態が健康に深く結びついていることへの理解を深める。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	10月29日(土)	自分の体で、どこどの部分の調子が悪いのかを見極める。自分の体と向き合いながら、ツボを刺激したり、筋肉をほぐしたりして、自然に体を治す力を高めていく。	秋田 美智子	20人
	2	11月 5日(土)	前回と同様のことを行いつつ、自分自身で身体の歪みやコリをなくして手入れする方法を学び、心身のバランスを整え、健康な体にしていく。		19人
参加者合計	39人				
講座を終えて	自力整体は兵庫県出身の一人の整体師が考案したもので、日本や海外に500人ほどの指導者のもとで約2万人の生徒が学んでいるという説明から始まり、「自分自身で体を整えていきましょう。」の言葉に参加者は深くうなずいていた。横になる状態から始め、いろいろな部位をゆらゆら揺らし、やりやすい方、やりにくい方を感じながら進めていった。講師が用意した「輪っかタオル」の説明があり、腰に巻いて八の字に捻り余った部分は胸に引き寄せた膝に引っ掛けてゆらゆらしながら使用したり、両手に持ち背中に掛けて揺らしたりと幾つにも使い方があった。終了後、これからも続けてやっていきたいという方が何人かいらっしまった。				

●竹あかり教室

事業区分	大人対象事業				
ねらい	竹林の整備で伐採した竹を有効活用して工作物（竹灯ろう）を創作する。年末に開催することで正月用の飾りにでき、使用後は竹炭にもできる。このことから、参加される皆様の創意工夫を促すだけでなく、自然資源を有効に活用することによって、良好な自然環境を維持することの重要性を学ぶ。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	12人				
受講者数	12人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月1日（木）	1本の竹を1節ずつ分け、表面にデザイン画を貼り付け、ドリルで穴を開け、中に光源を入れて完成させる。	印旛公民館 職員	12人
参加者合計	12人				
講座を終えて	<p>最初に、竹に穴を開けるために使われるインパクトドライバーの操作方法を説明し、用意された1本の青竹の曲面に穴を開けるデザインが書かれた型紙をテープで貼り付けた。その形に沿って慎重に穴を開けていく。徐々に慣れていき作業の速度は上がっていった。すべての穴を開け終わった後で、内部にLEDライトを入れて竹あかりが完成した。完成した竹あかりは柔らかい雰囲気を持ち、ゆったりとした気分になれるものであった。</p> <p>※講師を依頼していた方が急病により来館できなくなったため、急遽、印旛公民館の職員が講師となって対応した。</p>				

●雪割草の苔玉づくり

事業区分	大人対象事業				
ねらい	雪割草を使って苔玉を創作する。年明けに開催することで春を待つ観賞用の飾りにできる。このことから、参加される皆様の創意工夫を促すだけでなく、苔玉を育てることで花を咲かせることもできるため、苔の魅力を感じてもらう。				
対象	市内在住・在勤の人				
定員	18人				
受講者数	18人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	1月26日（木）	雪割草を使って苔玉を作る。それを育てて、花を咲かせた苔玉を完成させる。	奥田 利風	18人
参加者合計	18人				
講座を終えて	<p>最初に、講師の方が説明しながら実際に雪割草の苔玉を作った。参加者はその作り方を一通り見た後、苔玉を作り始めた。苔が楕円形になるように、作品に糸を巻いていくのには苦労した人も多かったが、講師の教え方がわかりやすく、また対応が非常に丁寧で、参加者は雪割草から苔玉を作ることの楽しさを味わうことができた。</p>				

《講座の様子》



▲親子カヌー教室：プールでカヌーをこぐ



▲冬休み書き初め教室：書き初めをする



▲自力整体：講座風景



▲夏休み工芸教室：竹かごを作る



▲みんなのいけばな教室：出来上がった作品



▲雪割草の苔玉づくり：苔玉を作る

《団体育成事業》

コロナ禍ではあったが、各サークルが自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行った。なお、コロナ禍の影響から2団体は、活動を自粛している。

また、印旛公民館サークル協議会に対して運営等の指導・助言を行った。加盟サークル数は、前年度と比べて同数の15サークルとなっている。また、印旛公民館利用サークル協議会が主体となって開催する、活動成果の発表の場である「いんば公民館まつり」は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、前年の令和3年度に引き続き中止となった。

《個人学習支援事業》

1階閲覧室を個人学習室として開放し、公民館をより身近な施設として感じてもらえるよう学習の場の提供を行った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習してふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会に還元して、地域の文化を醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。利用に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら利用することとした。

本埜公民館



【運営方針】

本埜公民館は、本埜地区の生涯学習、生涯スポーツの拠点として、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が利用できる施設です。

本年は、生涯学習、スポーツの振興を図るために「子ども対象事業」、「大人対象事業」、「サークル等支援事業」、「貸館事業」、「個人学習支援事業」を実施している。特に、「郷土愛」をテーマとして次代を担う青少年を対象とした事業に力を入れている。

また、同敷地内にはナイター付テニスコート、野球場などのスポーツ施設があり、施設利用の相乗効果とともに交流の場となっている、本館は、「共に学び・共に楽しむ場」、「ふれあいの場」、「交流の場」として社会福祉の増進を目指している。

【施設概要】

名 称：印西市立本埜公民館

所 在 地：印西市中根1375

開 館：平成9年4月1日

敷地面積：2,518㎡

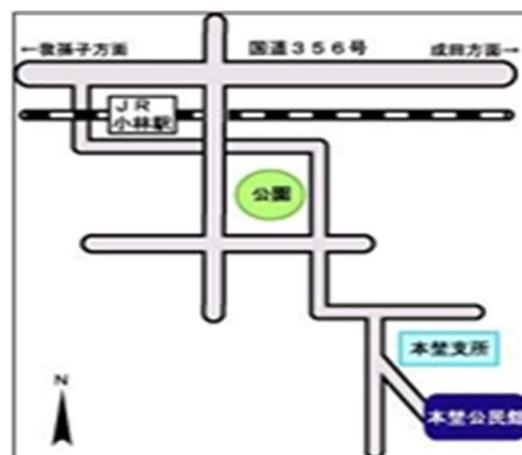
延床面積：3,723㎡

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート

4階建て

駐車台数：48台

※本埜スポーツプラザ駐車場



《令和4年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」7事業、「大人対象事業」3事業、「共催事業」4事業を計画しました。しかし、講師の体調不良等のため、一部を中止とし、令和4年度は、「子ども対象事業」5事業、「大人対象事業」2事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として公民館事業に支障のない範囲で学習室を開放しました。さらに、毎年、本埜公民館利用サークル協議会が主体となって開催していた「本埜公民館まつり」も新型コロナウイルス感染症の影響から、令和3年度に引き続き中止となりました。

施設利用者の推移については、令和元年度 13,134 人、令和2年度 6,802 人、令和3年度 13,337 人、令和4年度 14,100 人という状況です。

《主催事業》

●子ども和太鼓教室（低学年コース）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である和太鼓を体験・習得する機会を提供し、将来にわたって継承し発展させることを目的としている。				
対象	市内在住の小学1年生～2年生				
定員	12人				
受講者数	9人				
受講率	75%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月19日(土) ※中止	太鼓で遊ぶ、リズムに合わせて身体を動かす	出山 敦生	—
参加者合計	—				

※区域内の小中学校にチラシを配布し、参加者を募集して実施予定だったが、講師の体調不良により中止とした。

●子ども和太鼓教室（中高学年コース）

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である和太鼓を体験・習得する機会を提供し、将来にわたって継承し発展させることを目的としている。				
対象	市内在住の小学3年生～6年生				
定員	12人				
受講者数	3人				
受講率	25%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月19日(土) ※中止	基本的な動作、色々なリズムで打つ	出山 敦生	—

参加者合計	—
-------	---

※区域内の小学校にチラシを配布し、参加者を募集して実施予定だったが、講師の体調不良により中止とした。

●子ども茶道教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である茶道を体験・習得する機会を提供し、将来にわたって継承し発展させることを目的としている。				
対象	市内在住の小学生				
定員	10人				
受講者数	10人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	9月17日(土) ※中止	表千家の基本的作法	土井 たみ子	—
参加者合計	—				

※区域内の小学校にチラシを配布し、参加者を募集して実施予定だったが、講師の体調不良により中止とした。

●子ども生け花教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	日本の伝統文化である生け花を体験・習得する機会を提供し、将来にわたって継承し発展させることを目的としている。				
対象	市内在住の小学生				
定員	10人				
受講者数	10人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	10月 1日(土)	生け花の基本を学びながら表現力を養う	菊地 愛子	9人
	2	10月15日(土)			10人
参加者合計	19人				
講座を終えて	1回目は基本の形になるラウンド（四方から見える生け方）を学び、花に高低差をつけることで、バランスよく生けることができた。2回目は、正面だけが見える生け方を学び、花を深く挿したり、浅く挿したりで高低差をつけバランスよく生けることができた。各回とも一人ひとりの個性が表われ、素敵な作品に仕上がった。				

●書き初めひろば

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	書の伝統と文化の理解を深め尊重する態度を養い、書くことの大切さを育てる。また、書道を通して姿勢や心の落ち着きなどを自ら体験し学ぶ。				
対象	市内在住の小学生				
定員	15人				
受講者数	20人				
受講率	133%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月18日(日)	冬休みの宿題として出された課題の練習	小林 みどり	20人
参加者合計	20人				
講座を終えて	学年ごとに書き初めの課題が違うため、4グループに分け課題の練習を行った。 筆使いなど丁寧に指導していただき、書くことの大切さや楽しさを学ぶことができた。				

●わくわくスポーツ教室

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	楽しく遊びながら運動能力等を伸ばせるコーディネーショントレーニングを実施。適応力や柔軟な考え方の育成につながり、発達が著しい時期に運動技能や能力を伸ばす。				
対象	市内在住の小学生				
定員	20人				
受講者数	15人				
受講率	75%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月6日(土) ※中止	小学生のためのコーディネーショントレーニング①	順天堂大学学生	—
	2	9月24日(土)	小学生のためのコーディネーショントレーニング②		12人
	3	11月12日(土)	小学生のためのコーディネーショントレーニング③		11人
	4	12月10日(土)	小学生のためのコーディネーショントレーニング④		13人
参加者合計	36人				
講座を終えて	初回は、講師の体調不良により中止となった。2回目以降は、順天堂大学の学生の指導により、フープを並べてけんけんばをしたり、鬼ごっこをしたり、ボールの投げ方を学んだあとにポッチャの試合をしたり、毎回楽しみながら身体を動かすことができた。				

●ふるさと再発見

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	本埜地域に残されている豊かな自然環境を子どもから大人まで多くの市民に紹介していく。身近な動植物と触れ合い、自然環境への関心や理解を深める機会を提供するとともに環境保全意識の向上に寄与する。				
対象	市内在住の小学生と保護者				
定員	各回20人				
受講者数	第1回 20人	第2回 19人	第3回 18人		
受講率	第1回 100%	第2回 95%	第3回 90%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	7月16日(土) ※中止	ホタル観察会 天候不良により中止	里山の会 E COMO	—
	2	7月17日(日) ※中止	蝶とトンボの観察会 天候不良により中止		—
	3	11月 5日(土)	秋の自然観察会		8人
参加者合計	8人				
講座を終えて	ホタル観察会、蝶とトンボの観察会は募集を行い実施予定だったが、両日とも天候不良により中止となった。秋の自然観察会は、観察路を歩きながら、昆虫や木の実の説明だけでなく、クイズや葉っぱを使った遊びなどの紹介があり、本埜区域の自然を楽しく学ぶことができた。				

●野鳥観察会

事業区分	大人対象事業				
ねらい	本埜地域に見られる野鳥を多くの市民に紹介していき、自然環境の保護・保全への関心や理解を深める機会を提供する。				
対象	市内在住の人				
定員	20人				
受講者数	14人				
受講率	70%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	11月26日(土)	本埜地区内の白鳥飛来地周辺を散策	河邊 久男	10人
参加者合計	10人				
講座を終えて	当日は朝から小雨が降っており、観察開始時には一時やんだものの、再び雨が降る予報だったため、急遽観察コースを短くして実施した。短時間での実施となったが、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、白鳥など例年と大差ない野鳥を観察することができた。				

●わら細工講座

事業区分	大人事業				
ねらい	わら細工により伝統的風習の意味や慣わしなどに触れて、物づくりの喜びを感じてもらう。				
対象	市内在住・在勤の18歳以上の人				
定員	12人				
受講者数	12人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	1月21日(土)	草鞋づくり	岩井 猛和	12人
参加者合計	12人				
講座を終えて	例年、正月飾りを作製しているが、草鞋に初挑戦した。参加者には何度か中央に集ってもらい、講師が実際に作製しながら要点や注意事項の説明を行い、自席に戻って作製している中で、わからないところは、講師・協力者の方がサポートを行った。当初は時間の関係で、片足分しか作製できないことも想定したが、早い人は両足分を作製することができ、物づくりの喜びを感じてもらえた。				

《講座の様子》



▲子ども生け花教室



▲わくわくスポーツ教室



▲書き初めひろば



▲秋の自然観察会：本埜地区内を散策



▲わら細工講座

《団体育成事業》

コロナ禍ではあったが、各利用サークル等が自主的かつ円滑な学習が行えるよう可能な限りの指導・支援を行った。なお、活動成果の発表の場である、本埜公民館利用サークル協議会が主催する「本埜公民館まつり」は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として中止となっている。

《個人学習支援事業》

公民館運営に支障のない範囲で施設を開放し、学習の場を提供することで、公民館をより身近な施設として感じてもらえるように、また、学習機会を提供することで比較的利用の少ない青年層への利用の促進を図った。また、利用対象者を児童・生徒に限定せずに、より多くの市民が利用できるように配慮した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で施設の提供を行った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、地域の自主活動団体、福祉団体等に学習、会議及び交流の場を提供する。利用に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等 3 密対策を講じながら利用することとした。

(2) 利用団体一覧

印西市立中央公民館利用サークル懇談会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	印西ウインドアンサンブル	吹奏楽	毎週水・土曜	18:00~21:00	39
2	印西山野草の会	山野草栽培・研究	隔月第3土曜	18:00~20:00	11
3	印西写楽	写真	第3土曜	13:00~17:00	9
4	印西女声合唱団	女性コーラス	第1~4水曜	9:00~12:00	10
5	印西太極拳同好会	太極拳	第1~4火・日曜	9:00~12:00	26
6	印西盆栽愛好会	盆栽栽培・研究	第2金曜	9:00~15:00	20
7	絵てがみの会	絵てがみ	第2火曜	10:00~12:00	8
8	おむすび会	家庭料理	第4金曜	9:00~14:00	13
9	カトレア ヨガの会	ヨーガ	第1~4金曜	14:00~16:00	6
10	カレイナニ フラ ブルメリア	フラダンス	第1~4木曜	13:00~17:00	14
11	木下手賀野俳句会	俳句	第3日曜	13:00~17:00	9
12	きおろし囃子保存会	囃子	毎週土曜	19:00~21:00	5
13	健康呼吸法の会	丹田呼吸法	毎週金曜	9:30~11:00	11
14	秋桜コーラス	コーラス	第1・3・4木曜	10:00~12:00	12
15	こすもす短歌会	短歌	第3日曜	10:00~13:00	9
16	古文書学習・尚史会	古文書読解	第1・3木曜	9:00~16:00	10
17	彩々会	絵画	第2・4日曜	13:00~16:00	3
18	ささのは会	素話	第2土曜・第4木曜	13:00~17:00	5
19	詩吟愛好会	詩吟	第1~4火曜	14:00~16:00	5
20	ヨガ友サークル	ヨーガ	毎週水曜	19:00~21:00	5

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
21	水辺短歌会	短歌	第1日曜	13:00~16:00	8
22	チェリー	音楽	第3火曜	13:00~16:00	5
23	陶遊会	陶芸	第1・3火曜、第2・4水曜	9:00~17:00	12
24	バルーンアートサークルピッコロ	バルーンアート	第1水曜、不定日曜	12:00~17:00 9:00~12:00	25
25	ミックスジュース	エアロビクス	毎週木曜	10:00~13:00	5
26	自力整体サークル	自力整体	第2~4金曜	14:00~17:00	19
27	トナ会	自己啓発	第3水曜	10:00~12:00	15
28	健康体操サークル	健康体操	第1・3木曜	9:00~12:00	21

小林コミュニティサークル連絡協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	あじさいの会	大正琴	第2・4水曜	9:00~13:00	5
2	小林カラオケ華の会	カラオケ	第2・4金曜	13:00~17:00	10
3	リングング・ハート	ミュージックベル	第1・3木曜	9:00~12:00	12
4	さくらコーラス	合唱	第1・3木曜	13:00~16:00	17
5	マーガレットの会	健康体操	毎週水曜	10:00~12:00	12
6	小林貯筋サークル	健康体操	毎週火曜	9:00~12:00	52
7	小林太極拳同好会	太極拳	毎週土曜	9:00~12:00	14
8	小林親子読書会かたつむり	読書活動	第2水曜	10:00~12:00	15
9	小林石友会	囲碁	毎週土曜	13:00~17:00	16
10	秋桜会	日本画	第2・4木曜	13:00~17:00	6
11	小林洋画クラブ	洋画	第1・3土曜	13:00~17:00	15
12	絵てがみの会	絵手紙	第2土曜	14:00~16:00	7
13	小林パソコン同好会	パソコン	毎週金曜	9:00~12:00	13
14	印西歴史愛好会	歴史研究	第3日曜	10:00~12:00	20
15	印西太極拳 牧の里クラブ	太極拳	第2~4木曜	10:00~12:00	7
16	小林シニア男声合唱団	合唱	第1・3金曜	13:00~15:00	16

印西市立そうふけ公民館利用サークル協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	グルッポサノ	ストレッチ体操・フ ラメンコ	第1～4火曜	13:00～17:00	14
2	エアロナオミ	エアロビクス	第1～4木曜	10:00～12:00	17
3	キャンパスの会	油絵	第1～4金曜	9:00～13:00	13
4	山百合短歌会	短歌	第2木曜	10:00～13:00	12
5	生花倶楽部	生け花	第2・4木曜	10:00～13:00	8
6	印西市ユニカール協会	ユニカール	毎週金曜	13:00～16:00	27
7	ダンベル&フィットネス	ダンベル体操	第1～4木曜	13:00～15:00	13
8	印西絵手紙の会	絵手紙	第2・4火曜	9:00～13:00	13
9	サークル桐	箏	第2土曜	9:00～13:00	10
10	千葉ニュータウンフィルハーモニーオー ケストラ	オーケストラ	土曜か日曜 (月4回)	13:00～17:00	25
11	ハーラウフラカレイナニレフア	フラダンス	第1～4金曜	9:00～11:00	14
12	ミュージカルカンパニー 「いちごハウス」	ミュージカル	第1～5日曜(月 4回)	13:00～17:00	65
13	A c e印西	ダンス	第1～4水曜	18:00～21:00	15
14	フローラルデザイン	ワンストローク・ペ インティング	第1・3火曜	13:00～16:00	6
15	ハーラウフラカレイナニロケラニ	フラダンス	第1～4金曜	10:00～13:00	7
16	A c e#3	ダンス	第1～4水曜	16:00～18:00	17
17	ドラムピース	打楽器リズム遊び	不定期 土曜(月 1回)	9:00～12:00	5
18	ダンシングキャッツ草深	モダンバレエ・ヒッ プホップ	不定期 水曜(月 3回)	16:00～20:00	12
19	1 s t (ファースト)	キッズダンス	不定期 (月2回)	18:00～20:00	16

印西市立印旛公民館利用サークル協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	和太鼓クラブ 鼓友会	和太鼓	毎週金曜	19:00~21:00	13
2	いには野卓球クラブ	卓球	毎週火曜	9:00~12:00	10
3	絵画サークル	絵画	第2・4木曜	9:00~13:00	7
4	竹細工サークル（昼の部）	竹細工製作	毎週木曜	13:00~17:00	7
5	竹細工サークル（夜の部）	竹細工製作	毎週木曜	18:00~21:00	5
6	ヘルスマイル卓球クラブ	卓球	毎週土曜	13:00~16:00	10
7	ステップ印旛	社交ダンス	毎週金曜	9:00~12:00	7
8	陶芸サークル ねんどあそび	陶芸	毎週木曜	19:00~21:00	9
9	オカリナサークル やまゆり	オカリナ演奏	第2・4火曜	10:00~12:00	8
10	栖山流印旛吟道会	詩吟	第2・4日曜	13:00~15:00	5
11	いんば押し花サークル	押し花	第4土曜	13:00~17:00	6
12	桜歌の会	カラオケ	第2木曜	19:00~21:00	10
13	印旛囲碁サークル	囲碁	第1・3日曜	13:00~16:00	13
14	パンダクラブ	囲碁	第1・3木曜	13:00~16:00	9
15	印旛コスモス会	日本舞踊	不定期	不定期	8

印西市立本埜公民館利用サークル連絡協議会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	あやめ会	カラオケ	第1・3日曜	9:00~12:00	7
2	竹和会	尺八	第2・4木曜	14:00~16:00	5
3	どんぶりの会	陶芸	第1・3土曜	13:00~17:00	5
4	墨絵・水彩画サークル	墨絵・水彩画	第2土曜	13:00~17:00	3
5	本埜社交ダンスサークル	社交ダンス	第1~4火曜	13:00~16:00	5
6	エアロメグミ	エアロビクス	第2・4水曜	10:00~12:00	5
7	アンサンブルOHANA	楽器演奏	毎週日曜	9:00~13:00	11
8	ワイズ	ヘルスパレー	毎週水曜	10:00~13:00	16
9	グリーンエンジェルス	バドミントン	毎週火曜	18:00~21:00	18
10	ゆりの会	紙画	第1水曜	13:00~17:00	6
11	北総太極拳サークル	太極拳	毎週火曜	9:00~12:00	11
12	コスモス新体操クラブ	新体操	第1・3日曜	9:00~17:00	30
13	合唱サークル poco a poco	合唱	第2・4火曜	10:00~12:00	30
14	エンジェル・キッズ	お母さんと幼児の交流	第1・3木曜	10:00~12:00	11
15	アンサンブル チャム	楽器演奏	毎週土曜	13:00~16:00	6
16	印旛ヴィクトリー	バレーボール	第1土・日曜	9:00~17:00	34
17	自力整体	自力整体	第1・3土曜 第2・4火曜	10:00~13:00	12
18	ボクシングサークル NEXT-BEST	ボクシング	第1~3日曜	12:00~14:00	14
19	健身鞭杆の会	太極鞭杆	第1~3金曜	9:00~12:00	9
20	白鳥の会	ちょきん運動	毎週木曜	10:00~12:00	19

(3) 利用集計

公民館別利用者集計表

令和4年4月1日～令和5年3月31日

[内容別利用者数]

分類	館名	参加・利用延べ人数(人)												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用者総数	中央	1,554	1,520	2,129	1,664	1,185	1,914	1,729	1,665	1,572	1,519	1,675	1,949	20,075	
	小林	1,375	1,006	1,583	2,670	691	2,155	0	0	0	0	0	0	9,480	
	そうふけ	1,976	2,402	2,431	3,868	1,442	2,073	2,438	1,774	2,277	2,483	2,340	2,706	28,210	
	印旛	345	325	485	1,361	218	322	1,169	1,052	484	338	444	1,006	7,549	
	本埜	1,114	936	1,168	1,144	996	1,021	1,316	1,269	1,304	1,029	1,276	1,527	14,100	
	合計	6,364	6,189	7,796	10,707	4,532	7,485	6,652	5,760	5,637	5,369	5,735	7,188	79,414	
利用者内訳	主催事業	中央	0	49	59	84	26	33	25	40	23	0	0	0	339
		小林	14	32	57	45	14	11	0	0	0	0	0	0	173
		そうふけ	0	0	15	40	26	0	0	0	20	46	20	0	167
		印旛	10	0	22	58	21	16	68	19	42	25	0	0	281
		本埜	0	0	0	0	0	12	19	29	33	12	0	0	105
		合計	24	81	153	227	87	72	112	88	118	83	20	0	1,065
	学習室	中央	29	30	32	49	43	35	29	32	22	25	11	13	350
		小林	24	25	29	36	70	14	0	0	0	0	0	0	198
		そうふけ	141	131	151	169	198	145	132	104	96	102	116	90	1,575
		印旛	0	1	2	0	2	0	4	5	4	7	0	1	26
		本埜	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	6
		合計	195	189	214	255	313	194	165	141	122	135	128	104	2,155
	まつり	中央	0	0	429	0	0	0	0	0	0	0	0	0	429
		小林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そうふけ	0	0	0	0	0	0	0	288	0	0	0	0	288
		印旛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本埜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	429	0	0	0	0	288	0	0	0	0	717
	その他・サークル等	中央	1,525	1,441	1,609	1,531	1,116	1,846	1,675	1,593	1,527	1,494	1,664	1,936	18,957
		小林	1,337	949	1,497	2,589	607	2,130	0	0	0	0	0	0	9,109
		そうふけ	1,835	2,271	2,265	3,659	1,218	1,928	2,306	1,382	2,161	2,335	2,204	2,616	26,180
		印旛	335	324	461	1,303	195	306	1,097	1,028	438	306	444	1,005	7,242
		本埜	1,113	934	1,168	1,143	996	1,009	1,297	1,240	1,271	1,016	1,275	1,527	13,989
		合計	6,145	5,919	7,000	10,225	4,132	7,219	6,375	5,243	5,397	5,151	5,587	7,084	75,477

[開館日数]

公民館名	開館日数(日)	備考
中央	291	
小林	149	小林コミュニティプラザ保全改修工事に伴う休館 R4.10.1～
そうふけ	289	印西まちなか音楽祭会場使用(R4.5.22)及び参議院議員通常選挙投票所開設(R4.7.10)に伴う休館
印旛	291	
本埜	291	

(4) 条例・規則

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和54年1月31日条例第2号

改正

昭和59年3月19日条例第13号
昭和62年3月13日条例第7号
平成2年9月17日条例第19号
平成7年3月30日条例第14号
平成9年3月12日条例第12号
平成11年3月19日条例第10号
平成14年3月6日条例第8号
平成22年3月17日条例第92号
平成24年3月28日条例第10号
平成31年3月22日条例第22号

昭和60年3月25日条例第8号
平成2年3月13日条例第12号
平成3年9月17日条例第20号
平成8年3月26日条例第63号
平成10年9月29日条例第27号
平成12年3月15日条例第9号
平成16年3月26日条例第9号
平成23年12月26日条例第28号
平成25年12月19日条例第54号

印西市立公民館の設置及び管理に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）
第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、公民館の設置及び
管理並びに印西市公民館運営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央公民館	印西市大森3934番地1
印西市立小林公民館	印西市小林北五丁目1番地6
印西市立そうふけ公民館	印西市原三丁目4番地
印西市立印旛公民館	印西市瀬戸1518番地
印西市立本埜公民館	印西市中根1375番地

2 公民館の対象区域は、別に印西市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」
という。）で定める。

(使用の申込み及び許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、使用申込書を第11条に規定する館長
に提出し、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受け
なければならない。

2 公民館を使用しようとする者は、公民館の対象区域内の住民とする。ただ
し、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前2項の使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

- (1) 法第23条の規定に該当する行為の使用と認めるとき。
- (2) 施設又は設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) その他公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。
- (2) 使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用に関し、館長の指示に違反し、又は使用上遵守する事項に違反したとき。

2 教育委員会は、公民館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、許可の変更又は取消しをすることができる。

3 使用許可の取消し等により使用者が損害を生じてもその賠償の責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、次により算出された額の使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

- (1) 公民館の施設 別表第1に掲げる額
- (2) 公民館の備品 別表第2に掲げる額

(使用料の減免)

第9条 市長が次に該当すると認める場合は、その使用料を減免することができる。

- (1) 市がその事務事業を行う場合
- (2) 国又は公共団体が市の施策に関連する事業を行う場合
- (3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合
- (4) 教育委員会が認めた社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う場合
- (5) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合
- (6) その他特に市長が必要と認めた場合

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第11条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。ただし、館長は、非常勤の職員をもって充てることができるものとし、その任期は、2年とする。

(公民館運営審議会の設置)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、20人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

(印西町公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 印西町公民館条例（昭和29年条例第31号）

(2) 印西町公民館使用条例（昭和29年条例第32号）

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、印旛村公民館設置条例（昭和51年印旛村条例第8号）又は本埜村公民館の設置及び管理に関する条例（平成15年本埜村条例第14号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の条例の規定の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第13号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第7号）

この条例は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第12号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 17 日 条例第 19 号）

この条例は、平成 2 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 17 日 条例第 20 号）

この条例は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日 条例第 14 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日 条例第 63 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 12 日 条例第 12 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日 条例第 27 号）

この条例は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日 条例第 10 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び別表の改正規定中印西市立永治公民館に係る部分は、同年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 6 日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日 条例第 9 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日 条例第 92 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 26 日 条例第 28 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定の施行日の前日までに、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により課した、又は課すべきであった印西市立印旛公民館体育館及び印西市立中央公民館宗像分館の使用に係る使用料については、同条例の規定の例による。

- 3 第 2 条の規定の施行日の前日までの公民館の使用に係る使用料については、同条の規定による改正前の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定の例による。

（準備行為）

- 4 第 2 条の規定による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条

例の規定による使用料の納入手続その他同条を施行するために必要な準備行為は、同条の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に印西市公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき委嘱された委員とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の印西市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第8条）

1 印西市立中央公民館

（1時間につき）

室名	使用料
第1会議室	160円
第2会議室	160円
第3会議室	320円
学級講座室	320円
和室	320円
研修室	320円
調理実習室	430円
視聴覚室	650円
幼児室	160円
講堂	1,780円

2 印西市立小林公民館

（1時間につき）

室名	使用料
集会室 1	360円
集会室 2	180円
集会室 3	180円
和室 1	230円
和室 2	230円
工芸室	310円
調理実習室	470円
視聴覚室	590円
遊戯室	260円
ホール	950円

3 印西市立そうふけ公民館

(1時間につき)

室名	使用料
会議室	310円
研修室 1	320円
研修室 2	320円
和室	370円
創作活動室	370円
調理室	470円
視聴覚室	700円
多目的室	1,330円

4 印西市立印旛公民館

(1時間につき)

室名	使用料
第1研修室	240円
第2研修室	190円
第3研修室	260円
第4研修室	190円
和室	470円
工芸室	150円
調理実習室	510円
視聴覚室	490円
大会議室	1,420円

5 印西市立本埜公民館

(1時間につき)

室名	使用料
団体研修室 1	360円

団体研修室 2	360円
団体研修室 3	360円
団体研修室 4	360円
文化教養室	300円
情報学習室	250円
美術工芸室	300円
調理実習室 1	320円
調理実習室 2	430円
視聴覚室	800円
音楽室	600円
多目的ホール	2,170円（片面）

別表第 2（第 8 条）

品目	回数	使用料
陶芸窯	1 回	2,200円

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

昭和54年2月1日教育委員会規則第1号

改正

昭和54年7月5日教委規則第3号	昭和58年3月29日教委規則第1号
昭和59年3月12日教委規則第11号	昭和62年3月13日教委規則第1号
昭和63年11月7日教委規則第4号	平成元年3月20日教委規則第2号
平成2年4月16日教委規則第6号	平成2年9月12日教委規則第9号
平成3年3月22日教委規則第2号	平成4年3月25日教委規則第4号
平成6年2月7日教委規則第2号	平成6年4月1日教委規則第9号
平成8年3月1日教委規則第13号	平成10年9月29日教委規則第8号
平成11年3月19日教委規則第3号	平成13年2月22日教委規則第1号
平成13年3月29日教委規則第6号	平成15年3月26日教委規則第3号
平成17年11月10日教委規則第8号	平成18年2月13日教委規則第1号
平成22年3月17日教委規則第7号	平成23年12月26日教委規則第5号
平成24年1月20日教委規則第2号	平成27年3月23日教委規則第8号
平成29年3月21日教委規則第7号	平成30年3月26日教委規則第7号
平成31年2月15日教委規則第1号	令和3年3月26日教委規則第2号
令和3年8月17日教委規則第6号	令和3年11月19日教委規則第10号

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、公民館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第3条第2項に規定する公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(連絡調整)

第3条 印西市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）は、通常の公民館業務のほか他の公民館の連絡調整に関するものを行う。

(使用許可申請)

第4条 条例第4条に規定する使用申込書は、公民館使用許可申請書（別記第1号様式）による。

2 前項の規定による公民館の使用の許可の申請は、当該公民館を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間にしなければならない。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 公民館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内

とする。

- 2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による公民館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第4条の3 公民館を使用しようとする者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に基づき、あらかじめ住所、氏名その他公民館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

- 2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、利用者登録した公民館に限るものとし、1月16時間以内とする。

- 3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。

- 4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

- 5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め1月16時間以内とする。

- 6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

- (1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

- (2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

- 7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第4条の4 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めるときは、公民館使用許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(開館時間)

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年始休館日 1月2日、3日及び4日

(4) 年末休館日 12月28日、29日、30日及び31日

(5) 臨時休館日 特別の事情により、教育委員会が休館を必要と認めた日（使用料減免団体）

第6条の2 条例第9条第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

（損害賠償）

第7条 公民館の利用者が、公民館の施設、設備及び備品を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（館長の職務）

第8条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、公民館の施設及び設備の管理及び保全に努めなければならない。

3 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以下「主任」という。）を指定する。

（職員の職及び職務）

第9条 条例第11条において公民館に置くことができる職員（館長を除く。）の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成22年条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年条例第24号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第10条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

(事務分掌)

第11条 公民館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 文書、帳簿の整理及び保存に関する事。
- (4) 庶務及び会計に関する事。
- (5) 資料、統計、調査及び広報に関する事。
- (6) 施設及び設備の維持及び管理に関する事。
- (7) 公民館事業の実施に関する事。
- (8) 関係機関及び各種団体との連絡に関する事。
- (9) サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関する事。
- (10) 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関する事。
- (11) 有料公園施設、文化ホール、中央駅前地域交流館、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関する事。
- (12) その他社会教育活動に関する事。

(臨時又は非常勤の職員)

第12条 公民館には、第9条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(事業計画及び事業報告)

第13条 館長は、年2回、事業計画及びその実施状況を教育委員会及び印西市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

(公民館運営審議会)

第14条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集し、主宰する。

- 2 定例会は、年2回招集とし、臨時会は、必要の都度招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、中央公民館において処理する。

(事務処理)

第17条 公民館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

- 2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 開館及び閉館時刻の変更に関する事項
- (2) 使用許可に関する事項
- (3) 使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則 (昭和54年7月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印西町立公民館の管理及び運営に関する規則の規定は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月29日教委規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月12日教委規則第11号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月13日教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則 (昭和63年11月7日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日教委規則第2号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月16日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年9月12日教委規則第9号)

この規則は、平成2年10月15日から施行する。

附 則 (平成3年3月22日教委規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日教委規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月7日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日教委規則第9号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日教委規則第13号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日教委規則第8号)

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月26日から施行する。

附 則 (平成13年2月22日教委規則第1号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第8号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月13日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の2第1項に規定する利用者登録は、この規則の施行前に予約規則の規定により行うことができる。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす。

附 則（平成22年3月17日教委規則第7号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月20日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 前項の規定にかかわらず、中央駅前地域交流館の使用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年3月23日教委規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日教委規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日教委規則第6号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表(第2条)

名称	対象区域
印西市立中央公民館	木下小学校区 大森小学校区
印西市立小林公民館	小林小学校区 小林北小学校区
印西市立そうふけ公民館	高花小学校区 西の原小学校区 原小学校区 船穂小学校区 木刈小学校区 内野小学校区 原山小学校区 小倉台小学校区 牧の原小学校区
印西市立印旛公民館	六合小学校区 平賀小学校区 いには野小学校区
印西市立本埜公民館	本埜小学校区 滝野小学校区

別記

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

3 地域交流館

(1) 事業報告

中央駅前地域交流館

(2) 利用団体一覧

中央駅前地域交流館利用団体懇話会

(3) 利用者集計

中央駅前地域交流館利用者集計表

(4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(1) 事業報告

中央駅前地域交流館



(1号館)



(2号館)

【運営方針】

中央駅前地域交流館は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動を促進し健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与することを目的とした施設である。

市民の相互交流の機会の提供、学習活動の機会の提供、子育て支援、児童健全育成事業等を企画し、自ら学ぶ機会や活動を促進支援し、子どもから大人までの市民の様々な学習ニーズに応えられるよう、人と人を結ぶ身近な施設として様々な事業を展開している。

【施設概要】

名称：印西市立中央駅前地域交流館

所在地：印西市中央南1-2

開館：平成24年4月1日

敷地面積：8,504㎡

延床面積：1号館 2,499㎡

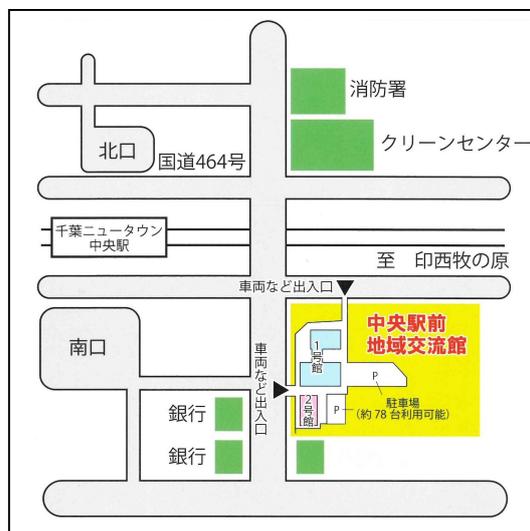
2号館 1,860㎡

構造：鉄筋コンクリート

1号館2階建て

2号館3階建て

駐車台数：111台



《令和4年度事業概要》

主催事業について、当初計画では「子ども対象事業」14事業、「大人対象事業」11事業、「共催事業」1事業を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和4年度は、「大人対象事業」のうち1事業を中止、また、事業内容の変更等がございますが、概ね計画通りに事業を実施しました。

また、個人学習支援事業として学習室を開放しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、定員を8人にして学習の場の提供を行ったところです。

さらに、毎年、中央駅前地域交流館利用団体懇話会が主体となって開催していた「交流館まつり」もコロナの影響から、令和2年度以降中止となっています。

なお、施設利用者の推移については、令和2年度 37,454人、令和3年度は 52,737人、令和4年度 72,833人という状況です。

《主催事業》

●わくわく探検隊

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	館外学習・工作・スポーツ体験など学区・学年を超えた集団での学習を通じ、また、家庭・学校以外の社会で家族や教師と異なる大人と接することで、自立性・自主性・協調性を学び、友情と考える心を育む。				
対象	市内在住の小学4年生～6年生				
定員	16人				
受講者数	11人				
受講率	69%				
プログラム	回	実施日	内容等	講師等	参加者
	1	5月28日(土)	オリエンテーション 運動遊びでワクワク！ 運動能力アップ！	職員 順天堂大学学生	10人
	2	6月25日(土)	絵手紙をかいてみよう	職員	7人
	3	8月23日(火)	北総鉄道印旛車両基地見学	北総鉄道職員	9人
	4	10月15日(土)	バルーンアート体験	バルーンアートサークル ピッコロ	6人
	5	12月10日(土)	ガラス細工に挑戦(マドラー工作)	小林 茂	10人
参加者合計	42人				
講座を終えて	普段、家庭や学校で体験できないことを行うことで、思い出作りにもなっている。また、他学区、他学年の児童同士による活動で協調性を養うこともできている。館外学習では、北総鉄道の印旛車両基地において車両整備の様子等について説明を聞きながら見学し、身近な公共交通機関について理解を深める貴重な機会となった。				

●科学あそび

事業区分	子ども対象事業				
ねらい	子どもたちに身近な科学の楽しさや関心を持ってもらうため、実験や工作を行う。また、夏休みの自由研究のヒントにもつなげられるようにする。				
対象	市内在住の小学校4年生～6年生				
定員	15人				
受講者数	15人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	8月17日(水)	よく飛ぶ飛行機をつくろう	千葉市科学館職員	12人
参加者合計	12人				
講座を終えて	千葉市科学館の職員を講師に迎えて実施した。 作った飛行機を飛ばし、どうしたらよく飛ぶか繰り返し試したり、講師にコツを確認したりしていた。最後に誰が一番飛ばせるかを競った。広いレクリエーションホールで実施したため、子どもたちは、身体を動かしながら科学の楽しさを実感していた。				

●子育てルーム事業「親子であそぼう」

事業区分	子ども対象(子育て支援)事業				
ねらい	親子で遊べる場を提供し、子どもと親の健やかな育ちを支援していく。子育てに関する情報交換の場、親子共に友達づくりの場とする。				
対象	市内在住の乳幼児と保護者				
定員	各時間枠10組程度 ①9:00～12:00 ②13:30～16:30				
受講者数	7,813人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	自由あそび、たけのこ測定(身体測定)、中庭開放、たけのこタイム(ふれあいあそび、読み聞かせ等)	職員	7,813人
参加者合計	7,813人				
講座を終えて	ほぼ毎日定員に達し、盛況であった。たけのこタイムを通して、親子でリラックスしながら楽しんだり、他の親子同士が交流し、誘い合って来館する姿も見られた。				

●季節のおもちゃ箱

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業				
ねらい	季節の行事や伝承行事をテーマに、制作あそびやダンス、おはなしなどを地域の親子と一緒に楽しみ季節を感じる。				
対象	市内在住の乳幼児と保護者				
定員	各回10組（第7回40組、第9回45組）				
受講者数	第1回 10組 第5回 8組 第9回 45組	第2回 10組 第6回 9組 第10回 10組	第3回 6組 第7回 32組 第11回 10組	第4回 9組 第8回 10組 第12回 9組	
受講率	第1回 100% 第5回 80% 第9回 100%	第2回 100% 第6回 90% 第10回 100%	第3回 60% 第7回 80% 第11回 100%	第4回 90% 第8回 100% 第12回 90%	
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月21日（木）	こいのぼり	職員	22人
	2	5月20日（金）	てるてるぼうずを作ろう		22人
	3	6月16日（木）	ひっくりカエル		12人
	4	7月 5日（火）	たなばた		19人
	5	8月 3日（水）	虫とりごっこ		19人
	6	9月 8日（木）	お月見		20人
	7	10月26日（水）	ハロウィン		72人
	8	11月11日（金）	きのご狩り		26人
	9	12月16日（金）	クリスマスコンサート	カラフルスタイル	104人
	10	1月27日（金）	鬼のお面作り	職員	22人
	11	2月17日（金）	ひな人形作り		22人
12	3月 9日（金）	ハッピーイースター	21人		
参加者合計	381人				
講座を終えて	人気の事業ですぐに定員に達してしまう状況であった。毎月趣向を凝らし、季節を感じられる内容のため、何度も参加する親子もいた。				

●お誕生日集まれ

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業			
ねらい	その月の誕生日児を祝い、アトラクションを見たり記念写真を撮ったりして過ごしながらか成長を喜び合う。			
対象	市内在住のその月の誕生日児とその保護者			
定員	各回10組			
受講者数	第1回 9組 第5回 6組 第9回 9組	第2回 6組 第6回 7組 第10回 8組	第3回 10組 第7回 5組 第11回 5組	第4回 2組 第8回 4組 第12回 4組

受講率	第1回	90%	第2回	60%	第3回	100%	第4回	20%
	第5回	60%	第6回	70%	第7回	50%	第8回	40%
	第9回	90%	第10回	80%	第11回	50%	第12回	40%
プログラム	回	実施日	内容				講師等	参加者
	1	4月28日(木)	誕生日紹介、アトラクション、記念撮影等				職員	17人
	2	5月26日(木)						16人
	3	6月30日(木)						20人
	4	7月14日(木)						4人
	5	8月25日(木)						15人
	6	9月29日(木)						20人
	7	10月20日(木)						11人
	8	11月24日(木)						8人
	9	12月22日(木)						23人
	10	1月27日(金)						15人
	11	2月22日(水)						10人
12	3月16日(木)	11人						
参加者合計	170人							
講座を終えて	開催日により参加人数は異なったが、誕生日以外の参加もあり、子どもの成長を喜び合うことができた。							

●親子講座

事業区分	子ども対象(子育て支援)事業							
ねらい	講師を招き親子で楽しめる講座を行い、親子で楽しさを共有することで子育ての楽しさを感じてもらえるようにする。							
対象	市内在住の乳幼児と保護者							
定員	各回8組(第3回10組)							
受講者数	第1回	8組	第2回	7組	第3回	8組	第4回	8組
受講率	第1回	100%	第2回	88%	第3回	80%	第4回	100%
プログラム	回	実施日	内容				講師等	参加者
	1	6月17日(金)	いろいろリトミック				戸田 ちかこ	16人
	2	9月 7日(水)	いろいろリトミック				戸田 ちかこ	14人
	3	10月 5日(水)	絵本講座				木刈親子読書会	19人
4	1月25日(水)	いろいろリトミック				戸田 ちかこ	17人	
参加者合計	66人							
講座を終えて	希望する方が多く、毎回すぐに定員に達してしまう状況であった。講座を通して親子でともに楽しむ姿が多くみられた。							

●青空ルーム

事業区分	子ども対象（子育て支援）事業				
ねらい	近隣の公園に出向くことで、子育てルームの存在を知ってもらい、遊びにくるきっかけづくりをする。また、親子や地域の友だちと一緒に楽しいひと時を過ごせる交流の場となるようにする。				
対象	市内在住の乳幼児と保護者				
定員	自由参加				
受講者数	—				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月27日（水）	雨天により中止	職員	—
	2	5月27日（金）	雨天により中止		—
	3	6月9日（木）	ボール・ループ、シャボン玉、エプロンシアター		18人
	4	10月6日（木）	雨天により中止		—
	5	11月4日（金）	どんぐり拾い		29人
	6	3月15日（水）	公園で遊ぼう		49人
参加者合計	96人				
講座を終えて	雨天により中止となった回もあったが、天候に恵まれた回では多くの参加があった（現地集合・解散の自由参加）。花の丘公園で親子とともに楽しむことができ、「青空ルーム」の存在や機能についても周知することができた。				

●にこにこハッピー

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単制作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同学年の親子が関わり、友達を作ったり保護者同士の情報交換の場として活用してもらおう。				
対象	市内在住の1歳児と保護者				
定員	各回10組				
受講者数	第1回 10組	第2回 9組	第3回 5組		
	第4回 8組	第5回 6組			
受講率	第1回 100%	第2回 90%	第3回 50%		
	第4回 80%	第5回 60%			
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月19日（木）	出席ブック作り	職員	20人
	2	7月7日（木）	タオルあそび		18人
	3	9月22日（木）	運動あそび		10人
	4	11月17日（木）	リズムあそび		16人
	5	2月16日（木）	お買い物ごっこ		13人
参加者合計	77人				
講座を終えて	親子一緒にさまざまな活動を楽しむ姿が見られた。年間でメンバーを固定したので、同学年の親子が関わり、参加者同士の交流をもつことができた。				

●すこやかキッズ

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	親子で一緒に歌や手遊び、リズム遊び、簡単製作等を通して遊ぶことの楽しさを味わう。また、同年齢の親子が関わり、友達づくりや保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。				
対象	市内在住の2歳児と保護者				
定員	各回10組				
受講者数	第1回 8組 第4回 7組	第2回 8組 第5回 9組	第3回 9組		
受講率	第1回 80% 第4回 70%	第2回 80% 第5回 90%	第3回 90%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	5月24日（火）	出席ブック作り	職員	16人
	2	7月12日（火）	ふわふわタオルあそび		16人
	3	9月13日（火）	運動あそび		17人
	4	11月 8日（火）	リズムあそび		15人
	5	2月21日（火）	お買い物ごっこ		20人
参加者合計	84人				
講座を終えて	年間でメンバーを固定し親子で楽しめるものを準備した。一年を通して、一人ひとりの成長がみられる事業となった。				

●ゆうぎ室であそぼう

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業			
ねらい	体を動かして遊べるよう、親子でのびのびと過ごせる場を提供する。			
対象	市内在住の乳幼児と保護者			
定員	各回8組			
受講者数	第1回 4組	第2回 7組	第3回 6組	第4回 3組
	第5回 6組	第6回 8組	第7回 8組	第8回 6組
	第9回 8組	第10回 8組	第11回 5組	第12回 8組
	第13回 5組	第14回 8組	第15回 8組	第16回 8組
	第17回 7組	第18回 8組	第19回 8組	第20回 8組
	第21回 6組			
	受講率	第1回 50%	第2回 88%	第3回 75%
第5回 75%		第6回 100%	第7回 100%	第8回 75%
第9回 100%		第10回 100%	第11回 63%	第12回 100%
第13回 63%		第14回 100%	第15回 100%	第16回 100%
第17回 88%		第18回 100%	第19回 100%	第20回 100%
第21回 75%				

	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	4月14日(木)	乗用玩具、すべり台、トンネル、ボールなどを使い身体を動かして遊ぶ。	職員	10人
	2	4月26日(火)			17人
	3	5月13日(金)			12人
	4	5月31日(火)			7人
	5	6月10日(金)			13人
	6	6月28日(火)			16人
	7	7月1日(金)			17人
	8	7月13日(水)			11人
	9	9月2日(金)			17人
	10	9月27日(火)			17人
	11	10月14日(金)			11人
	12	10月25日(火)			19人
	13	11月18日(金)			10人
	14	11月22日(火)			17人
	15	12月9日(金)			19人
	16	1月13日(金)			19人
	17	1月31日(金)			14人
	18	2月10日(金)			17人
	19	2月28日(火)			17人
	20	3月3日(金)			19人
	21	3月10日(金)			14人
参加者合計	313人				
講座を終えて	「子育てルーム」とは違った遊具による身体を動かしたあそびができるため、人気のある事業となり、親子でのびのびと過ごせた。				

●児童ルームであそぼう

事業区分	子ども対象(児童健全育成)事業				
ねらい	子どもが安心できる遊び場、学習の場を提供する。他学区・他学年の子ども同士が交流できる場を提供して、友達づくりのきっかけをつくる。様々な遊びに自発的に取り組めるよう支援する。				
対象	市内在住の小学生～18歳未満				
定員	各時間枠30人 ①9:00～12:00 ②13:30～16:45				
受講者数	2,665人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	児童ルーム、学習コーナー、図書コーナーの開放	職員	2,665人
参加者合計	2,665人				
講座を終えて	安全に遊べる玩具を増やしたり、月に異なる制作を準備するなど、様々な遊びを提供していく中で、子どもたちは工夫して遊びを発展させ楽しんでいった。				

●あそびのポケット&スペシャル

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業				
ねらい	簡単な工作や手芸、実験遊びを行い、交流館を知るきっかけをつくる。簡単で身近な素材を使って、家庭ではあまり経験のできないことを体験しながら、他学区・他学年の子どもたちとの交流も楽しむ。				
対象	市内在住の小・中学生				
定員	各回10人				
受講者数	第1回 9人 第4回 8人 第7回 6人 第10回 3人	第2回 7人 第5回 9人 第8回 1人	第3回 10人 第6回 3人 第9回 10人		
受講率	第1回 90% 第4回 80% 第7回 60% 第10回 30%	第2回 70% 第5回 90% 第8回 1%	第3回 100% 第6回 30% 第9回 100%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月 9日（土）	エコバック作り	職員	9人
	2	6月 4日（土）	サンキューカード作り	職員	7人
	3	7月29日（金）	【スペシャル】タイヤのない自動車作り	小林 茂	10人
	4	8月 6日（土）	【スペシャル】ドラムサークル	健康増進課職員	10人
	5	8月18日（木）	【スペシャル】アロマうちわ	小作 真佐美	9人
	6	10月29日（土）	Let' s enjoy English	職員	3人
	7	12月 3日（土）	絵手紙	職員	6人
	8	1月21日（土）	【スペシャル】運動あそび ※「レクホールであそぼう」合同開催	保育課職員	1人
	9	1月28日（土）	【スペシャル】レゴシリアスプレイ	榎本 美紅	10人
10	3月 4日（土）	スライム作り	職員	3人	
参加者合計	67人				
講座を終えて	身近な素材を使った工作や普段体験できないドラムサークルなどを行う中で、他学区の子どもたちの交流が図れた。後半、周知の方法を工夫（スクリレを活用）したことで多くの児童が参加した。				

●レクホールであそぼう

事業区分	子ども対象（児童健全育成）事業
ねらい	①親子で思いきり体を動かして遊べる場を提供し、地域の親子の交流を楽しめるようにする。また、父親の育児参加の機会になるような遊びを用意する。 ②レクホールでバドミントン、ボールなどの遊具を提供し、思い切り体を動かせる場を提供する。あそびを通して、他学区、他学年の友達との交流を持つきっかけをつくる。

対象	①市内在住の幼児と保護者 ②市内在住の小・中学生									
定員	①25組 13:15~14:15 ②25人 14:30~16:00									
受講者数	第1回	①1組	②8人	第2回	①2組	②4人	第3回	①1組	②2人	
	第4回	①0組	②4人	第5回	①1組	②9人	第6回	①6組	②7人	
	第7回	①2組	②2人	第8回	①3組	②9人	第9回	①2組	②9人	
	第10回	①中止	②40人	第11回	①4組	②11人	第12回	①2組	②0人	
受講率	第1回	①4%	②32%	第2回	①8%	②16%	第3回	①4%	②8%	
	第4回	①0%	②16%	第5回	①4%	②36%	第6回	①24%	②28%	
	第7回	①8%	②8%	第8回	①12%	②36%	第9回	①8%	②36%	
	第10回	①中止	②133%	第11回	①16%	②44%	第12回	①8%	②0%	
プログラム	回	実施日		内容			講師等		参加者	
	1	4月16日(土)		みんなで体を動かして楽しもう			職員		10人	
	2	5月21日(土)							10人	
	3	6月18日(土)							5人	
	4	7月30日(土)							2人	
	5	8月20日(土)							11人	
	6	9月10日(土)							20人	
	7	10月15日(土)							10人	
	8	11月19日(土)							21人	
	9	12月17日(土)							14人	
	10	1月21日(土)							40人	
	11	2月4日(土)							23人	
12	3月18日(土)		6人							
参加者合計	172人									
講座を終えて	月により参加人数にばらつきがでた。より多くの方に参加してもらいレクホールの楽しさを味わっていただけるよう、周知の方法を工夫したい。									

●書き初め広場

事業区分	子ども対象(児童健全育成)事業
ねらい	冬休みの課題である書初めを講師指導のもと書きあげる。書道に対する関心を深めるとともに、他学区・他学年の子と一緒に交流を深めていく場を提供する。
対象	市内在住の小・中学生
定員	16人
受講者数	7人
受講率	44%

プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月24日(土)	書き初め	蟹江 晶子	8人
参加者合計	8人				
講座を終えて	全員が書き初めを書き上げることができた。書道に対する関心を深めるとともに、他学区・他学年の子と一緒に交流を深めていくことができた。				

●はつらつクラブ

事業区分	大人対象事業				
ねらい	運動、ものづくりなど様々な体験を通して、心と体で楽しくふれあい、生きがいづくり、仲間づくりのきっかけにする。				
対象	市内在住・在勤の20歳以上の人				
定員	20人				
受講者数	12人				
受講率	60%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月1日(水)	オリエンテーション 歯の健康を守る口腔ケア	健康増進課職員	11人
	2	7月27日(水)	健康体操	高齢者福祉課職員	8人
	3	8月23日(火)	北総鉄道印旛車両基地見学	北総鉄道職員	8人
	4	10月26日(水)	三味線鑑賞	北村 貴徹	10人
	5	12月14日(木)	しめ縄作り	豊田 光信	7人
参加者合計	44人				
講座を終えて	「北総鉄道印旛車両基地の見学」は、わくわく探検隊と合同で実施し、小学生との世代間交流を図ることができた。年間の事業を通して、普段の生活でなかなか体験できないことを行うことで、仲間づくりや生きがいづくりにつながった。				

●印西新発見バスツアー

事業区分	大人対象事業				
ねらい	市内の旧跡等を見学し、自分たちのまちで新たな発見や歴史を学び、ふるさと印西を見つめてもらう。印西の良さを新たに実感することを目的とする。				
対象	市内在住・在勤の18歳以上の人				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	9月9日(金)	順天堂大学さくらキャンパス見学	涌井 佐和子	17人

参加者合計	17人
講座を終えて	なかなか見学することができない大学の内部を見ることができ参加者は喜んでた。世界的な有名選手を輩出している大学だけに、歴史や施設整備の充実さを感じた。

●体験講座「しめ縄づくり」

事業区分	大人対象事業				
ねらい	わらにより正月飾りを作りながら、伝統的風習の意味や慣わしなどに触れる。				
対象	市内在住・在勤の18歳以上の人				
定員	15人				
受講者数	13人				
受講率	87%				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	12月7日(水)	しめ縄づくり	豊田 光信	12人
参加者合計	12人				
講座を終えて	わらにより正月飾りを作りながら、伝統的風習の意味や慣わしなどに触れることができた。広報いんざい令和5年1月1日号の表紙に掲載された。				

●郷土料理講座「バラッパ饅頭づくり」

事業区分	大人対象事業				
ねらい	地域伝統のバラッパ饅頭を作り、地元の文化に触れる。				
対象	市内在住の20歳以上の人				
定員	12人				
プログラム	回	実施日	内容等	講師等	参加者
	1	中止	バラッパ饅頭づくり	山崎 一枝	

※コロナ禍で飲食を通しての感染リスクが高いことから、講師と相談のうえ中止とした。

●収納講座

事業区分	大人対象事業				
ねらい	収納片付けのコツを学ぶ。				
対象	市内在住・在勤の18歳以上の人				
定員	20人				
受講者数	20人				
受講率	100%				
プログラム	回	実施日	内容等	講師等	参加者
	1	2月28日(火)	ものの処分・整理・収納のコツを学ぶ	長友 舞	18人
参加者合計	18人				
講座を終えて	前半は座学にてものの処分・整理・収納のコツを学び、後半はシャツの畳み方等を実践した。受講者は各自の家を想定しながら、収納のコツを学ぶことができた。				

●ベビー講座「ベビーマッサージ」

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作る場とする。				
対象	市内在住の3か月～10か月の乳児とその保護者				
定員	各回8組				
受講者数	第1回 8組 第4回 8組	第2回 8組 第5回 6組	第3回 7組 第6回 6組		
受講率	第1回 100% 第4回 100%	第2回 100% 第5回 75%	第3回 88% 第6回 75%		
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	4月19日（火）	ベビーマッサージ	安藤 敬子	16人
	2	6月21日（火）	ベビーマッサージ		16人
	3	9月17日（土）	パパのベビーマッサージ		20人
	4	11月15日（火）	ベビーマッサージ		16人
	5	1月24日（火）	ベビーマッサージ		12人
	6	2月18日（火）	パパのベビーマッサージ		17人
参加者合計	97人				
講座を終えて	マッサージに反応し気持ち良さを感じて眠ってしまう子どもも多く、マッサージを行っている母親もうれしそうであった。子育て相談では、みんなで共感しあえるものも多く、有意義な内容となった。				

●ベビー講座「ベビードダンス」

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	低年齢向けに子育てルームの利用のきっかけとなるような事業を行う中で、親子でふれあいながら遊ぶことの楽しさを感じ、また、利用者同士が地域に友達を作る場とする。				
対象	市内在住の3か月～1歳の乳児とその保護者				
定員	各回8組				
受講者数	第1回 8組	第2回 5組			
受講率	第1回 100%	第2回 63%			
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
	1	6月24日（金）	ベビードダンス	柳 由美子	16人
	2	10月22日（土）	パパのベビードダンス		15人
参加者合計	31人				
講座を終えて	子どもを抱いてスキンシップを図りながらリズムカルに踊ることにより、運動不足解消やリフレッシュすることができ、子どもも気持ちよさそうだった。腰の高い位置での抱っこの仕方を教えてもらい、参加者からは「楽になった」と好評であった。				

●パパママ講座

事業区分	大人対象（子育て支援）事業					
ねらい	趣味的な講座でリフレッシュしたり、子育ての知識を得たり、悩みを共有したりできる講座で、子育てを楽しめるようにする。					
対象	市内在住の子育て中の父親、母親					
定員	各回10組					
受講者数	第1回 10組	第2回 8組	第3回 9組	第4回 5組	第5回 10組	第6回 6組
受講率	第1回 100%	第2回 80%	第3回 90%	第4回 50%	第5回 100%	第6回 75%
プログラム	回	予定月	内容	講師等	参加者	
	1	5月18日（水）	産後ママのストレッチピラティス	土井 さやか	16人	
	2	8月 9日（火）	歯磨き講座	職員	17人	
	3	9月16日（金）	離乳食講座	職員	20人	
	4	11月 6日（日）	パパのコアトレーニング	土井 さやか	15人	
	5	1月19日（木）	ロゼット作り	佐藤 公子	20人	
	6	2月15日（日）	産後ママのストレッチピラティス	土井 さやか	13人	
参加者合計	101人					
講座を終えて	普段運動をする暇のない受講者にとってストレッチピラティスは体を動かす良い機会となった。また、歯磨きや離乳食についてケアや実施方法等の詳しい説明と相談により知識を得ることができ、保護者同士の情報交換の場にもなった。					

●子育て相談

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	子育ての悩みや育児について相談できるような体制を整える。家庭や母親の情緒面に支援が必要と判断したときは、保健センター、児童家庭相談員、子ども発達センターなど各機関と連携、協力を図り支援していく。				
対象	市内在住の未就学児を持つ保護者				
定員	—				
受講者数	59人				
受講率	—				
プログラム	回	予定月	内容	講師等	参加者
		通年	子育ての悩みや育児についての相談	職員 子育てコンシェルジュ 健康増進課保健師	59人
参加者合計	59人				
講座を終えて	子育ての悩みや育児について気軽に相談できる雰囲気作りと体制を整え、相談を受けている。				

●子育てサークル育成・支援

事業区分	大人対象（子育て支援）事業				
ねらい	親にとって育児が楽しいと感じられるように母親同士でサークルを立ち上げ、計画を作成し、活動できるように助言や支援をしていく。				
対象	市内在住の未就学児を持つ保護者				
定員	—				
受講者数	0人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	子育てサークル育成・支援	職員	0人
参加者合計	0人				
講座を終えて	サークルの立ち上げや計画作成、活動の助言や支援をしていく相談体制を整えている。				

●憩いの家開故事業

事業区分	大人対象（高齢者福祉）事業				
ねらい	カラオケや高齢者クラブの会合など高齢者の憩いの場やレクリエーションの場として提供することで、生きがいづくり、仲間づくりのきっかけにする。				
対象	市内在住の60歳以上の人				
定員	同時に使用できるのは14人まで				
受講者数	1,754人				
受講率	—				
プログラム	回	実施日	内容	講師等	参加者
		通年	憩いの家の開放	—	1,754人
参加者合計	1,754人				
講座を終えて	高齢者のレクリエーションの場として、憩いの家のカラオケ設備を開放している。利用者には、感染症防止対策の徹底にご協力をいただいている。毎日来館される方もおり、生きがいづくりに繋がっている。				

●ものづくり講座（印西おもちゃの病院と共催）

事業区分	共催事業				
ねらい	子どもたちのものづくり活動を通して、アイデアを具体化する技術能力や創造性を育む。				
対象	市内在住の小学5年生～6年生				
定員	12人				
受講者数	12人				
受講率	100%				

	回	実施日	内容	講師等	参加者
プログラム	1	6月 5日(日)	開講式 工作の基本を学ぼう、各種工具の使い方	印西おもちゃ の病院	11人
	2	7月 3日(日)	「手づくりモーター」		10人
	3	8月21日(日)	発電の仕組み「手まわし発電機」		9人
	4	9月 4日(日)	「モーターを使った工作」気まぐれアシカ		9人
	5	10月 2日(日)	磁石を使ったからくり工作		10人
	6	11月 6日(日)	「飛行機を飛ばそう」		9人
	7	12月 4日(日)	「ゲルマニウムラジオ」		10人
	8	1月 8日(日)	「かんたんな工作」		9人
参加者合計	77人				
講座を終えて	子どもたちは熱心に取り組んでおり好評であった。当日参加できなかった子どもについては、次回までの間に補講を行うことで、進捗状況に差が出ないように対応していた。年間を通して技術能力や創造性の向上が図れた。				

《講座の様子》

▼わくわく探検隊 バルーンアート



▼科学あそび よく飛ぶ飛行機を作ろう



▼はつらつクラブ 津軽三味線鑑賞



▼ものづくり講座 ゲルマニウムラジオ



▼印西新発見バスツアー 順天堂大学



▼体験講座 しめ縄づくり



▼季節のおもちゃ箱 クリスマスコンサート



▼書き初め広場



《団体育成事業》

利用サークル等が自主的かつ円滑に活動できるよう指導・援助を行った。

また、「中央駅前地域交流館利用団体懇話会」については、会の自主性を重んじながら円滑な運営ができるよう、指導・援助を行っている。令和4年度は、1団体が新たに加わった（令和5年3月末現在35団体で構成）。会員の高齢化等により運営が難しくなっているサークルが見受けられるため、会員確保に向けた援助を行っている。

交流館まつりについては、新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により中止となった。

《個人学習支援事業》

講座室を個人学習室として開放し、学習の場を提供することで、交流館をより身近な施設として感じてもらえるようにする。また、学習機会の提供により、利用の少ない青年層の利用促進を図った。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環、及び利用現状を考慮し、学習室の定員を8名として学習の場の提供を行った。

《貸館事業》

市民が自発的に学習し、ふれあいの輪を広げ、その成果や効果を社会還元して地域醸成するための場として提供した。また、社会教育関係団体、自治会等の地域団体、福祉関係団体等に学習、会議及び交流の場を提供した。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底等3密対策を講じながら貸館運営を行った。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の段階的な緩和に伴い、施設利用者数も回復傾向にあると考えられる。

(2) 利用団体一覧

中央駅前地域交流館利用団体懇話会

番号	団体名	活動内容	活動日	活動時間	会員数
1	アネモネの会	絵画	第1～4火曜	9:00～13:00	6
2	創の会	絵画	第2～4木曜	9:00～13:00	12
3	ひまわり書道会	書道	第1・3金曜	10:00～12:00	22
4	印西刻字愛好会	刻字	第1・3土曜 第2・4水曜	13:00～17:00 9:00～12:00	5
5	陶芸1班	陶芸	第1木曜 第3金曜	9:00～17:00	10
6	陶芸3班	陶芸	第2・4土曜	13:00～21:00	8
7	陶芸4班	陶芸	第2・4金曜	9:00～17:00	16
8	陶華	陶芸	第1～3・5土曜	9:00～13:00	13
9	中央こでまり会	茶道（裏）	第1・3水曜	9:00～14:00	11
10	印謡会	謡曲	第1木曜 第3日曜	13:00～17:00	19
11	印西ゆめ太鼓	和太鼓	毎週日曜	9:00～13:00	21
12	詩吟藤乃会	詩吟	第1～4金曜	13:00～16:00	12
13	千葉ニュータウンフォークソングヴィレッジ	フォークギター	第2・4土曜	13:00～17:00	25
14	千葉ニュータウン混声合唱団	合唱	毎週日曜	13:00～17:00	31
15	大正琴サークル菊琴の調べ	大正琴	第2・4水曜	13:00～17:00	6
16	手つなぎの会	手話	第1～4火曜	10:00～12:00	31
17	スポーツダンス中央	ダンス	第1～4日曜	13:00～17:00	11
18	どんぐり社交ダンス	ダンス	第1～4木曜	13:00～15:00	11
19	千葉ニュータウンスクエアダンスサークル	ダンス	第1～4土曜	13:00～17:00	36
20	輪舞曲（ロンド）	ダンス	毎週日曜	11:00～13:00	17

21	ヘルシー・コスモス・サークル (HCC)	エアロピクス	第1～4金曜	9:00～11:00	11
22	シルバーダックス	卓球	毎週水曜・金曜	13:00～15:00	61
23	スマッシュクラブ	卓球	毎週火曜	9:00～11:00	37
24	卓水クラブ	卓球	毎週水曜 毎週土曜	18:00～21:00 17:00～21:00	41
25	フレッシュクラブ	インディアカ	毎週火曜	14:00～17:00	14
26	ラケット	バドミントン	毎週土曜	10:00～13:00	8
27	CBC	バドミントン	第1～4金曜	15:00～17:00	17
28	気功サークル	気功	第1～4水曜	11:00～13:00	13
29	千葉ニュータウン太極拳同好会	太極拳	毎週日曜	9:00～11:00	15
30	太極拳火曜会	太極拳	第1～4火曜	11:00～13:00	28
31	ストレッチフレッシュ	健康体操	第1～4木曜	15:00～17:00	34
32	ストレッチ体操サークル	健康体操	第1～4木曜	9:00～11:00	52
33	リズムミック・カンフー千葉NTクラブ	健康体操	第1～4木曜	11:00～13:00	7
34	コスモス吹矢クラブ	スポーツ吹矢	毎週木曜	10:00～12:00	7
35	木刈親子読書会	読書会	第1水曜 第2水曜 第2木曜 第3土曜	16:00～18:00 16:00～18:00 10:00～13:00 19:00～21:00	50

(3) 利用集計

中央駅前地域交流館利用者集計表

令和4年4月1日～令和5年3月31日

[内容別利用者数]

分類	参加・利用延べ人数(人)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	5,866	5,266	7,367	5,651	4,728	5,788	7,061	6,574	5,596	5,525	6,151	7,260	72,833
利用者内訳	主催事業	920	896	1,201	1,276	1,179	1,335	1,258	1,175	1,151	1,143	1,187	14,176
	学習室	63	76	80	89	154	110	88	71	70	70	61	997
	まつり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他・サークル等	4,883	4,294	6,086	4,286	3,395	4,343	5,715	5,328	4,375	4,312	4,903	57,660

公民館等総計	12,230	11,455	15,163	16,358	9,260	13,273	13,713	12,334	11,233	10,894	11,886	14,448	152,247
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

[開館日数]

開館日数(日)	備考
291	

(4) 条例・規則

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

平成23年12月12日条例第21号

改正

平成25年12月19日条例第56号

平成31年3月22日条例第23号

令和3年6月28日条例第22号

令和4年12月19日条例第16号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の交流機会の創出、自発的な学習活動等を促進し、もって、健全で生き生きとした市民生活の形成に寄与するため、地域交流館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地域交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市立中央駅前地域交流館	印西市中央南一丁目2番地

(業務)

第4条 地域交流館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の相互交流の機会の提供に関すること。
- (2) 市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
- (3) 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。
- (4) 乳幼児の保護者及び妊産婦に対する子育て支援に関すること。
- (5) 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関すること。
- (6) その他地域交流館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(開館時間)

第5条 地域交流館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 地域交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年始休館日 1月2日から1月4日まで

- (4) 年末休館日 12月28日から12月31日まで
- (5) 臨時休館日 特別の事情により教育委員会が必要と認めた日
(職員)

第7条 地域交流館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第8条 地域交流館の施設又はその備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域交流館の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 感染性の病気にかかっていると認められるとき。
- (5) 許可なく物品の販売その他これに類する営利行為を行うと認められるとき。
- (6) 特定の宗教の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (7) 特定の政党の利害に関することその他これに類する行為を行うと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域交流館の管理運営上不相当と認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他施設等の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める額により算定された額の使用料を納入しなければならない。

- (1) 地域交流館の施設 別表第1に掲げる額

(2) 地域交流館の備品 別表第2に掲げる額
(使用料の減免)

第13条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市がその事務事業を行う場合

(2) 団体が市長又は教育委員会の承認を得て共催により又は後援を受けて使用する場合

(3) 市内に所在地を有する公共的団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(4) 市内に所在地を有する福祉団体がその目的を達成するための事業を行う場合

(5) 市内に所在地を有する社会教育関係団体で、教育委員会が認めたものがその目的を達成するための事業を行う場合

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 地域交流館に係る使用の許可申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(印西市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 印西市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 印西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 印西市立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年12月19日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月28日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月19日条例第16号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第6条及び附則第7条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第12条）

（1時間につき）

室名	使用料
レクリエーションホール	2,010円

視聴覚室	620円
調理実習室	530円
工芸室 1	340円
工芸室 2	220円
会議室 1	330円
会議室 2	330円
会議室 3	150円
会議室 4	270円
会議室 5	430円
和室	290円
展示室	160円

別表第 2（第12条）

（1回につき）

品目	使用料
陶芸窯	2,200円

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年1月20日教育委員会規則第1号

改正

平成30年3月26日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第3号
令和3年8月17日教委規則第7号 令和3年11月19日教委規則第10号
令和3年11月19日教委規則第12号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）第16条の規定により、印西市立中央駅前地域交流館（以下「地域交流館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 条例第2条の設置目的を達成するため、地域交流館の施設及びその備品（以下「施設等」という。）を市民交流の推進に供するとともに、次のとおり活用する。

- (1) 交流ホール、レクリエーションホール、視聴覚室、和室、会議室、工芸室、調理実習室、講座室、展示室及び陶芸窯 市民交流又は自発的学習の場の提供
- (2) 遊戯室、学習コーナー、図書コーナー及び子育てルーム 児童の健全育成及び子育て支援の提供
- (3) ふれあいの部屋及び憩いの家 高齢者の憩いの場の提供

(使用期間)

第3条 地域交流館の施設等を引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が支障がないと認めたときは、この限りではない。

(使用の申請)

第4条 条例第8条に規定する地域交流館を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、印西市立中央駅前地域交流館使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による使用許可申請書の提出期間は、施設等を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 地域交流館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあっては8時間以内）とする。

2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による地域交流館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第5条 申請者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に基づき、あらかじめ住所、氏名その他地域交流館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、地域交流館に限るものとし、1月16時間以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあっては8時間以内）とする。

3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき地域交流館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。

4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき地域交流館の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め、1月16時間以内（第2条第1号に規定するレクリエーションホールにあっては8時間以内）とする。

6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

(1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が条例第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

(2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が条例第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、印西市立中央駅前地域交流館使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(専有をしない場合)

第7条 第2条第2号及び第3号の施設を使用する者で、その施設を専有しな

い場合は、来館時に使用する施設名、氏名、住所及び連絡先を記入すること。

(使用の取消及び変更の届出)

第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、地域交流館の使用を取消し、又は変更しようとするときは、使用許可書を添えて印西市立中央駅前地域交流館使用取消(変更)届出書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館使用取消(変更)承認書(別記第4号様式)を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、条例第10条の規定により地域交流館の使用許可を取消し、又は使用を停止させたときは、印西市立中央駅前地域交流館使用取消(停止)通知書(別記第5号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第10条 使用者は使用料を第6条の規定による使用許可書の交付を受ける際に納入するものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第13条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、印西市立中央駅前地域交流館減免申請書(別記第6号様式)を教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、印西市立中央駅前地域交流館減免承認書(別記第7号様式)を使用者に交付するものとする。

3 条例第13条第1項第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

(使用料の還付)

第12条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会が管理上その他やむを得ない理由により使用を停止し、又は使用の許可を取り消した場合 全額

(2) 天災その他使用者の責によらない理由により使用できない場合 全額

(3) 使用日の7日前までに使用の取消しを申し出て市長の承認を得た場合 半額

(館長の職務)

第13条 館長は、上司の命を受け、地域交流館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者(以下「主任」という。)を指定する。

(職員の職及び職務)

第14条 条例第7条において地域交流館に置くことのできる職員(館長を除く。)の職及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務を掌る。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
主任児童厚生員 児童厚生員	上司の命を受け、児童の自主性・社会性の育成を目的として児童の遊びを指導する。
主任保育士 保育士	上司の命を受け、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導及び子育てに関する相談業務を行う。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例（平成22年条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年条例第24号）に規定する職員を置くことができるものとする。

（主任の職務）

第15条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

（事務分掌）

第16条 地域交流館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- （1） 公印の保管に関する事。
- （2） 文書の收受及び発送に関する事。
- （3） 文書、帳簿の整理及び保存に関する事。
- （4） 庶務及び会計に関する事。
- （5） 資料、統計、調査及び広報に関する事。
- （6） 施設等の維持及び管理に関する事。
- （7） 市民交流に関する事業の実施に関する事。
- （8） 生涯学習に関する事業の実施に関する事。
- （9） 関係機関及び各種団体との連絡に関する事。
- （10） サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関する事。
- （11） 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関する事。
- （12） 児童の健全な遊びの指導に関する事。
- （13） 児童の体力増進の指導に関する事。
- （14） 子育てに関する相談に応じ、指導を行う事。
- （15） 子育てに関する情報及び学習の機会を提供する事。
- （16） 子育て活動に対し育成及び支援を行う事。
- （17） 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の場の提供に関する事。

(18) 公民館、有料公園施設、文化ホール、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関すること。

(19) その他施設の設置目的の達成に関すること。

(臨時又は非常勤の職員)

第17条 地域交流館には、第14条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(事務処理)

第18条 地域交流館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 開館及び閉館時刻の変更に関する事項

(2) 使用許可に関する事項

(3) 使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項

(使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、地域交流館の使用に当たり使用許可書を提示し、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容定員を超えないこと。

(2) 指定された場所以外で飲食、喫煙及び火器を使用しないこと。

(3) 指定された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。

(4) 許可なく備品を移動し、持ち出し又は使用しないこと。

(5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を持ち込まないこと。

(6) 地域交流館の職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第20条 使用者は、職員が地域交流館の管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(原状回復)

第21条 使用者は、地域交流館の使用後、原状に回復したときは、直ちに職員の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(汚損等の届出及び賠償)

第22条 使用者は地域交流館の施設等に汚損等を加えたときには、直ちにその旨を印西市立中央駅前地域交流館設備損傷等の届出書（別記第8号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

2 使用者は、賠償の請求を受けたときには、請求を受けた日から7日以内に賠償をしなければならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、地域交流館の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 中央駅前地域交流館に係る使用申請、使用の許可、使用料の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(印西市教育委員会行政組織規則の一部改正)

- 3 印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月26日教委規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日教委規則第7号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和3年11月19日教委規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に改正前の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新

規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記

第1号様式 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

第4号様式 (略)

第5号様式 (略)

第6号様式 (略)

第7号様式 (略)

第8号様式 (略)

令和4年度 公民館・地域交流館事業報告書

あゆみ

発行 令和5年6月

発行者 印西市立中央公民館

印西市大森3934-1